

集落営農組織 法人化マニュアル



平成19年1月
京都府担い手育成総合支援協議会

はじめに

京都府では、これまで地域農場づくりなどの取り組みを通じて、地域の効率的な生産体制の仕組みづくりをすすめ、水田農業の組織的な担い手としての農作業受託組織を育成してきましたが、農業者の高齢化、農家数の減少、耕作放棄地の増加など厳しい状況が続くなかで、これら農作業受託組織に対する期待は一層高まっています。

また、国は、今後の施策対象を認定農業者や一定の要件を満たす集落営農組織に集中・重点化する方向を打ち出しています。具体的には、平成19年産から「品目横断的経営安定対策」が始まりますが、集落営農組織が施策の対象となるためには経営規模の拡大や経理の一元化、さらには法人化をすすめることが重要な課題となっています。

ところで本協議会では、集落営農組織を地域の重要な担い手と位置づけています。またこれら組織の法人化による体制強化や新たな経営展開が、地域農業と農村の維持・発展に大きな役割を果たすものと考えており、そのためにも売れる米づくり、小豆・黒大豆などの新規作物の導入、農産加工による2次化・3次化などを押しすすめて地域農業をリードする農業法人に成長するよう支援をしていくこととしています。

特に、農地の団地的な利用をすすめて、効率的な農業生産を実現するため、地域内の農地の所有と利用を分離し、地域の農業法人組織に農地の利用計画を一任するなどして、「一地域一農場」方式の営農をすすめていきたいと考えています。

集落営農組織の法人化を通して、地域の実態をみんなで見つめ直し、法人化の取り組みを1つの結集軸としながら、地域の未来を担う象徴となる法人づくりをしていただけたらと考えています。

このマニュアルが、法人化を目指す集落営農組織のリーダーやそれを支援する関係機関の担当者の方々に広くご活用いただければ幸いです。

2007年2月

京都府担い手育成総合支援協議会

目 次

集落営農組織の法人化

- 1 集落営農組織の現状2
- 2 農業法人の現状3
- 3 集落営農組織の法人化の意義・目的6
- 4 法人化のメリットと義務・負担7
- 5 農業法人の育成方向9

農業法人制度

- 1 農業法人の形態12
- 2 会社法の概要14
- 3 農業生産法人16
- 4 特定農業法人制度21
- 5 特定農業団体制度23

農業法人の設立

- 1 法人化に向けた取組活動26
- 2 法人形態の選択28
- 3 法人化への個別課題整理・検討事項30
- 4 法人の設立手続き手順38

農業法人の税務と労務

- 1 農業法人の税務70
- 2 農業法人の労務・社会保険75

法人事例

- 1 (農)あく里興92
- 2 (有)かみむとべ営農94
- 3 (農)越畑フレンドパーク96

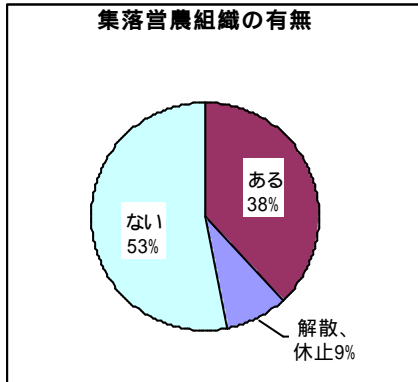
参考資料

- 1 法人化意向アンケート100
- 2 農業生産法人化計画書102
- 3 農業法人に対する支援措置106

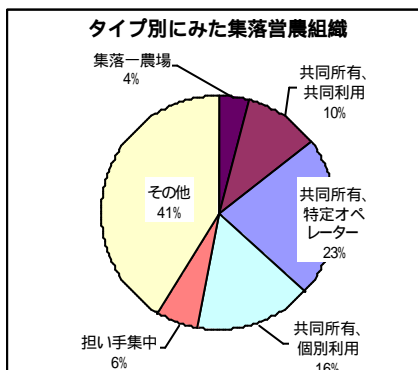
集落営農組織の法人化

1. 集落営農組織の現状

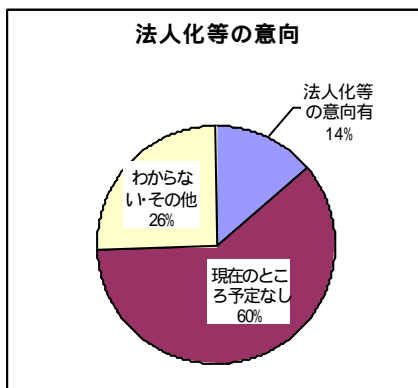
京都府内の集落営農組織については、様々な組織形態で営まれています。 「農地の利用調整」「農作業の一部または全部についての共同化」「機械の共同所有」のいずれか一つ以上に取り組む組織で整理をすると、京都府内1600余りの集落のうち、約40%の集落において、集落営農組織が存在しています。 また、その集落営農組織のうち法人化を意向している組織が14%あります。(平成17年8月、JA京都中央会調査)



組織の有無	集落数	割合
ある	579	38.2
解散、休止	131	8.6
ない	806	53.2
合計	1,516	100



集落営農タイプ	組織数	割合
集落一農場	24	4.1
共同所有、共同利用	59	10.2
共同所有、特定オペレーター	131	22.6
共同所有、個別利用	91	15.7
担い手集中	34	5.9
合計	339	58.5
その他	240	41.5
総合計	579	100



意向	組織数	割合
法人化等の意向有	81	14.0
現在のところ予定なし	349	60.3
わからない・その他	149	25.7
合計	579	100

法人化等とは「特定農業団体」化を含む

* 集落営農組織のタイプ

- 【集落一農場（集落協業経営）】生産から販売までの経営を一元的に組織で行う形態。
- 【共同所有、共同利用】機械の共同所有、共同作業を行い、従事者が特定されていない形態。
- 【共同所有、特定オペレーター】機械の共同所有、共同作業を行い、従事者が特定されている形態。
- 【共同所有、個別利用】機械を共同所有し、農家が個別に利用・作業を行う形態。
- 【担い手集中】認定農業者等の専門的担い手に、農作業等を集積する形態。

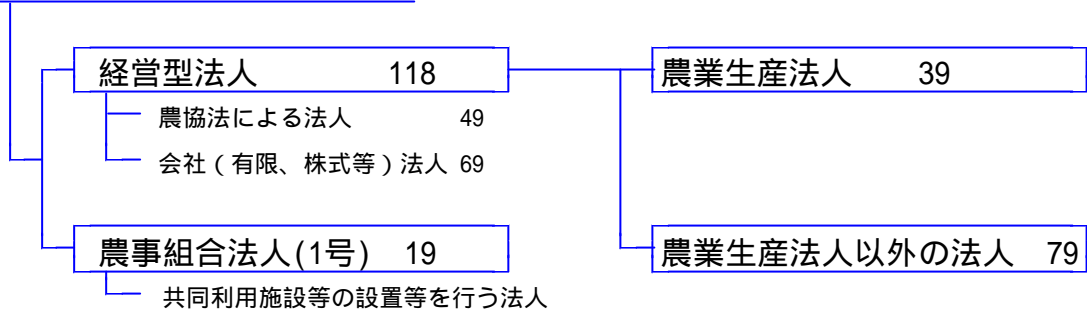
2. 農業法人の現状

(1) 農業法人の設立

農業法人については、農業経営の企業化を進めるためや、経営上や制度上のメリットを受けるため、京都府内でも近年増加傾向です。

また、雇用の創出や農地の集積など、地域農業や農村を活性化する主体としても、その役割に期待が高まっています。

京都府内の農業法人数： 137（平成18年3月末現在）



経営型法人（1号法人以外の法人）の経営類型別数（18年3月末）

畜産	果樹・加工	水稲	野菜	茶	花・林産	計
33	21	23	15	17	9	118
(8)	(6)	(11)	(7)	(4)	(3)	(39)

()は農業生産法人の数(内数)

特定農業法人と特定農業団体

H18.3末現在

	特定農業法人	特定農業団体
京都府	2	1
(銜)全国	345	213

市町村別農業法人数

H18.3末現在

	合計	経営形態別				組織形態別			
		計	経営型法人		施設機械 共同利用 型	農事組合 法人	有限会社	株式会社	合資会社
			農業生産 法人	一般法人					
京都府計	137	118	39	79	19	64	65	7	1
山城	京都市	12	7	4	3	5	7	5	
	向日市								
	長岡京市								
	大山崎町								
	宇治市	5	4	1	3	1	3	1	1
	城陽市	4	4	1	3		2	1	1
	久御山町	8	5		5	3	3	3	2
	八幡市								
	京田辺市	2	2	1	1		1	1	
	井手町	1	1		1			1	
	宇治田原町	1	1		1		1		
	山城町								
	木津町								
	加茂町	1	1		1		1		
	笠置町								
	和束町	6	6	3	3		1	4	1
	精華町	1	1		1		1		
	南山城村	5	5		5		3	2	
	小計	46	37	10	27	9	23	18	5
南丹	亀岡市	19	19	1	18		13	5	1
	南丹市	21	21	6	15		8	13	
	京丹波町	5	4	2	2	1	2	2	1
	小計	45	44	9	35	1	23	20	2
中丹	綾部市	5	4	2	2	1	2	3	
	福知山市	11	6	3	3	5	6	5	
	舞鶴市	2	1	1		1	2		
	小計	18	11	6	5	7	10	8	
後丹	宮津市	4	3	3		1	1	3	
	京丹後市	20	19	8	11	1	6	13	1
	加悦町	3	3	2	1		1	2	
	伊根町								
	岩滝町	1	1	1				1	
	野田川町								
小計	28	26	14	12	2	8	19	1	

(2) 集落型農業法人

1 集落または数集落を範囲とした地域の合意の下に、その地域の農家が共同出資して設立する法人です。

地域農業や農地の維持・保全、農村の活性化に大きな役割を果たしており、近年、設立が増えています。

府内の集落型農業法人

H18.3末現在

法人名	法人形態	所在地	設立年	構成集落	主 な 事 業				
					農業生産	農産物販売	農産加工	飲食業	日用品販売
越畑フレンドパーク	農事組合法人	京都市	H11	1			そば	そば	
おーらい黒田屋	有限会社	京都市	H12	4					
山国さきがけセンター	有限会社	京都市	H13	10			もち		
笠取ファーム	有限会社	宇治市	H11	2					
犬甘野営農組合	農事組合法人	亀岡市	S63	3			そば	そば	
ほづ	農事組合法人	亀岡市	H16	8					
ネットワーク平屋	有限会社	美山町	H14	10					
大野屋	有限会社	美山町	H12	9					
タナセン	有限会社	美山町	H11	18					
知井の里	有限会社	美山町	H12	10					
かやぶきの里	有限会社	美山町	H12	1			だんご	そば	
あぐ里興	農事組合法人	福知山市	H14	1					
みたけ農産	有限会社	福知山市	H17	8			漬物		
かみむとべ営農	有限会社	福知山市	H17	9					
丹後路たにうちファーム	有限会社	京丹後市	H9	1				うどん	
常吉村営百貨店	有限会社	京丹後市	H9	2					
楽農くらがき	農事組合法人	京丹後市	H14	1					
くらぶ ふいーまー	有限会社	京丹後市	H9	1					

3. 集落営農組織の法人化の意義・目的

農業経営の法人化については、「食料・農業・農村基本法」において、その政策方向が明確化され、国あるいは京都府においても、個別経営体並びに集落営農の法人化について強力に推進・支援しています。

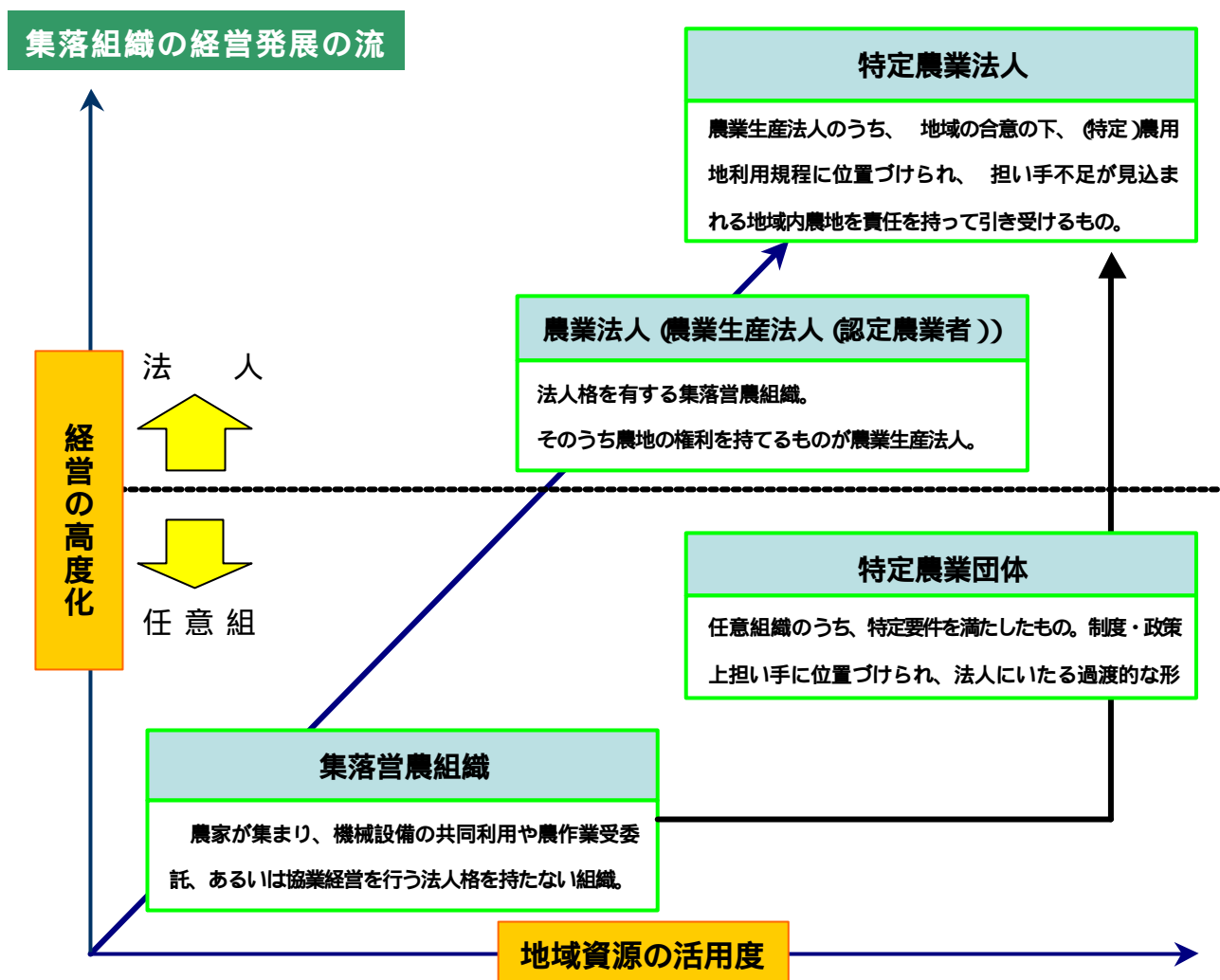
農業経営の法人化については、「経営者の意識改革」「信用力の向上」「経営発展の可能性」など、“より強い経営体”への発展という意義・目的があるとともに、集落営農の法人化については、新たな担い手の創出という役割も期待できます。

近年、特に京都府の中北部地域においては、高齢化等により土地利用型作物の担い手が希薄となり、遊休農地発生懸念があります。

集落営農の組織化・法人化は、その最後の切り札として、地域の農地を守るだけでなく、農業経営の多角化など、地域経済発展への寄与が期待されます。

しかし、これらの目的は、法人化すれば、黙っていても達成できるものではありません。

むしろ、法人化は、これらのきっかけづくりであり、経営者や集落の人々の意識改革により、これらの目的が達成されるものです。



4.法人化のメリットと義務・負担

(1) 経営上のメリット

経営者の意識改革

経営者としての経営責任の自覚が生まれます。(コスト意識、従業員や顧客に対する意識等。)また、法人にすれば、財務諸表の作成が義務付けられるとともに、個人経営の場合と異なり、家計と経営の分離ができます。

金融機関や取引先への信用力向上

制度資金の融資枠拡大や資金調達面での信用力もあり有利です。さらに商品を継続的に販売する場合でも個人よりも法人のほうが信用されます。

例：農産加工品を継続的に販売する場合など。

有能な人材・後継者の確保

個人で営農している場合は、農家の後継者は、家の後継者に限られますが、法人にした場合、構成員や地域の中から中核的な担い手とその後継者を確保できます。

さらに、法人が、新規就農者の受け皿となり、地域外、農外の新規就農希望者を法人で雇用したり、将来的に経営を任せていくことが可能となります。

福利面・社会保障面の充実

社会保険制度(厚生年金、健康保険、雇用保険等。)の適用により従業員の福利の充実が図れます。また、給与制・就業規則等の就業ルールの明確化ができます。法人にとっては、社会保険料の負担がありますが、むしろ、優秀な人材を確保し、法人として発展するためには、従業員の働きやすい環境や労働条件が必要不可欠です。

経営発展の可能性

経営規模の拡大や生産から加工・販売・交流事業等への経営の多角化(6次産業化)地域コミュニティの活性化(地域の経済発展への貢献)など、法人化は、経営発展の様々な可能性を持っています。

農地の集積と作業の効率化

法人が農業生産法人の要件を満たせば、農地の団地的利用が可能となり、作業の効率化、低コスト生産が図れます。特に、集落型農業法人においては、この効果は大きいものと考えられます。

これらのメリットは、法人化すれば即、得られるものではない！！

むしろ法人化による意識改革により得られるものである！！

法人化による最大のメリットは、自ら又は集落の意識改革。これ以上のものはない！！

(2) 税制上のメリット

赤字(欠損金)の繰り越し

青色申告法人の場合、赤字(欠損金)を7年間(平成13年3月以前開始事業年度の欠損金については5年間。)に渡って繰り越すことができ、後の年度の黒字から控除することができます。

転作助成金の特別勘定と圧縮記帳

農業生産法人が水田農業構造改革交付金等の交付を受けた場合、特別勘定に経理して損金算入することができ課税を繰延べることができます。交付を受けた日から2年間の間取得・改良した固定資産を圧縮記帳できます。ただし、2年後に特別勘定が残った場合は、益金に算入します。

農用地利用集積準備金

青色申告する特定農業法人は、売上高の9%を損金算入し、積立事業年度末から5年間繰り越すことができます。その間に取得した特定の固定資産を圧縮記帳できます。ただし、5年後に準備金が残った場合は、益金に算入します。(本制度は、19年4月廃止予定です。)

(3) 法人化による義務・負担

税負担増

利益が少ない法人では、税負担が増加します。例えば、利益がゼロの法人でも、最低法人住民税の負担があります。(詳しくはP.70~)

財務諸表の作成が必須

企業原則による財務諸表の作成が必要なため、一定の簿記の知識が必要となります。これらを専門家に依頼した場合は、新たに経費負担が伴います。

地域の中に、簿記の知識を持っておられる方がいると思います。最初から専門家に依頼するよりも、まず、地域内の人を探し出し、さらに経営に参画してもらおうと、経理や経営の強い味方となります。

社会保険料負担

社会保険制度の適用により、社会保険料の負担が増加します。(詳しくはP.75~)

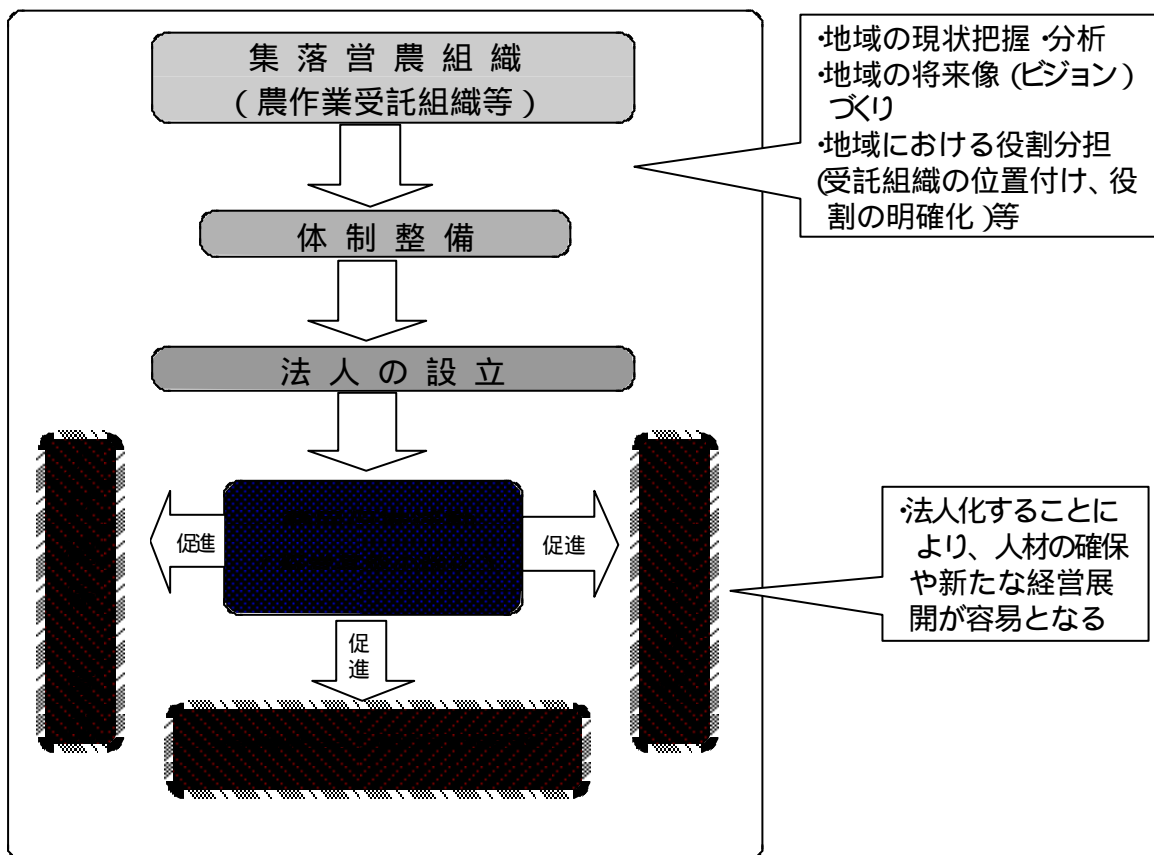
5. 農業法人の育成方向

京都府内においても作目ごとに様々な形態の農業法人が設立され、農業経営だけでなく新規就農者の育成や、地域内農産物の販売にも取り組むなど、地域農業の維持・活性化に一定の役割を担ってきています。

とりわけ、近年、深刻な担い手不足の中で、職業として魅力ある農業経営の確立と将来の農業を担う者の確保・育成を図るため、法人化をめぐる制度が見直され、また、農業法人等への就農に対する支援措置が拡充されるなど、人・もの・農地等の地域資源を活かし、地域をリードする法人に強い関心と期待が寄せられています。

また、法人化がもたらす農業への意識改革やイメージアップなどの心理的効果が大きく、税制や融資などの制度的なメリットなどもあることから、農業経営の法人化は、経営発展の大きな要素となります。

特に、地域農場づくり事業等で育成された農作業受託組織については、経営の多角化・複合化などにより、経営力の強化を図るような先駆的な取組も生まれてきているところであり、今後、担い手の高齢化が一層進展する中で、引き続き地域の農業と農村を支える担い手として重要な役割を果たしていくためには、経営の効率化と規模拡大を図りながら、売れる米づくり、小豆・黒大豆等新規作物の導入、農産加工・販売や付加価値の高い商品開発などによる2次化・3次化部門への展開などを行う、地域の実態に即した「集落型農業法人」へと育成します。



農業法人制度

1. 農業法人の形態

		農事組合法人	株式会社
根拠法		農業協同組合法	会社法
事業		農業に係る共同施設の設置、農作業の共同化に関する事業。 農業経営及びその付帯事業。 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)	事業一般(ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)
構成員	資格と責任の範囲	組員(有限責任) 農民等であって定款に定めるもの。(ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)	株主(有限責任) 自然人、法人とも株主になれる。 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)
	数	3人以上	1人以上(上限なし)
意思決定		1人1票制による総会の議決。	1株1票制による株主総会の議決。
役員		理事1人以上 (理事は組員に限る。) 監事(任意・組員外も可。) (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)	取締役3人以上(必置・株主外も可。)ただし、株式譲渡制限会社には3人以上の定めなし。 監査役(任意・株主外も可。) (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)
雇用労働力		組員(同一世帯の家族含む)外の常時従事者が常時従事者総数の2/3以下。	制限なし
資本金		制限なし	制限なし
法人税		構成員に給与を支給する法人(普通法人と同じ)。 上記以外(協同組合等に該当) 22%	資本金1億円超の法人 30% 資本金1億円以下の法人 年所得800万円以下 22% 年所得800万円超 30%
事業税		農業生産法人が行う農業(畜産業を除く)は非課税。 上記以外は右記に同じ。	資本金1億円超の法人 外形標準課税 資本金1億円以下の法人 年所得400万円以下 5% 年所得400万円超800万円以下 7.3% 年所得800万円超 9.6%
設立時の登録免許税		非課税(農協法による)	資本金の7/1000 ただし最低15万円。
組織変更		株式会社に变更可。 合同会社への直接変更は不可。	合同会社への变更可。 農事組合法人への变更は不可。
地区		組員の資格を有する区域の範囲(定款記載事項)	制限なし
法人の性格		協業を図ることにより組員の共同の利益を増進することを目的とする。	営利の追求が目的である。

		合同会社 (L L C)	合 名 会 社	合 資 会 社
根 拠 法		会 社 法	会 社 法	会 社 法
事 業		事業一般 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)		
構成員	資格と責任の範囲	社員 (有限責任) 自然人・法人とも社員になれる。	社員 (無限責任) 自然人に限られる。 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)	社員 (無限責任と有限責任) 自然人・法人とも社員になれる。ただし法人は有限責任。 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)
	数	1名以上	1名以上	1名以上
意思決定		原則全員一致。ただし定款で別段の定め可。	1人1票制。ただし定款で別段の定め可。	無限責任社員は原則として1人1票制。ただし定款で別段の定め可。
役 員		業務執行社員 (任意) ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)	各社員が業務執行社員。社員以外のものはなれない。 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)	無限責任社員が業務執行社員。 (ただし、農業生産法人となる場合には、農地法の要件を満たす必要あり。)
雇用労働力		制限なし		
資 本 金		制限なし		
法 人 税		株式会社に同じ。		
事 業 税		株式会社に同じ。		
設立時の登録免許税		資本金の7/1000 ただし、最低6万円。	株式会社に同じ。	
組織変更		株式会社に变更可 農事組合法人への变更は不可。	株式会社に变更可 農事組合法人への变更は不可。	株式会社に变更可 農事組合法人への变更は不可。
地 区		制限なし		
法人の性格		有限責任社員のみで構成され、組織の内部自治が認められる。創業やジョイントベンチャーなどに向いている。	会社の信用は社員にあり、人的会社と呼ばれる。会社債務については、直接かつ連帯無限の責任を負う。家族的な少数社員に向いている。	合名会社に準じた準人的会社。出資をより多く集めるため、有限責任が加味されている。

2 会社法の概要

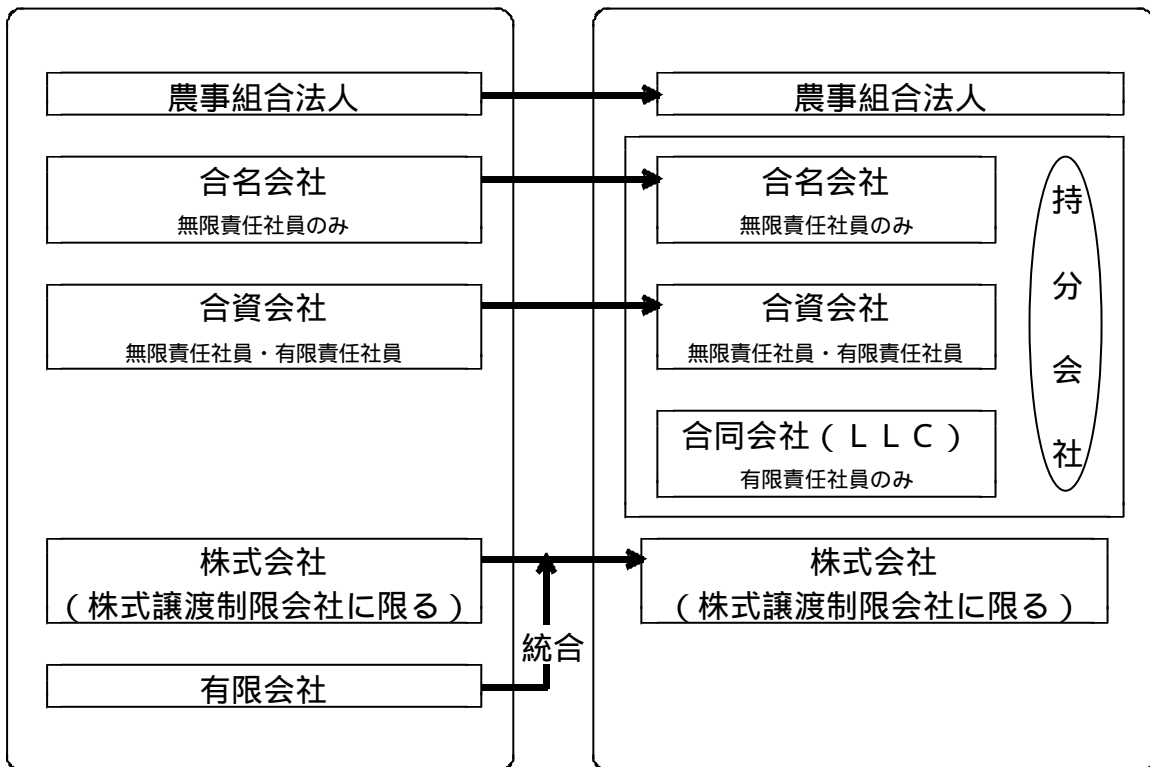
(1) 改正の概要

平成18年5月1日に会社法が施行されました。

会社法の施行による主な改正ポイントは、最低資本金規制の撤廃（従来、株式会社1000万円。） 有限会社制度の廃止（新たに有限会社が設立できません。ただし既存の有限会社は、特例有限会社として存続が可能。） 新たな会社類型として「合同会社」（日本版LLC）の創設。

会社法における株式会社では、従来 of 有限会社と同様の株式会社の設立が可能となりました。

農業生産法人要件を満たす会社形態



(2) LLCとLLP

合同会社（日本版LLC）

持分会社に属し、有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認めるなど会社法で認められた新たな会社類型です。

- 特徴**
- 有限責任：社員（出資者）は出資額の範囲までしか責任を負いません。
 - 内部自治原則：株式会社と異なり、利益や権限の配分が出資額の比率に拘束されません。また、取締役会、監査役等の機関を設置する必要がありません。
 - 意思決定：社員の入社、持分の譲渡、会社成立後の定款変更は、原則として社員全員の同意によります。
 - 業務執行：各社員が原則として業務執行権限を有しますが、定款で一部社員のみを業務執行社員として定めることも可能です。
 - 決算書、課税：決算書の作成が必要です。また法人課税です。

有限責任事業組合（LLP）

民法組合の特例という位置づけで法人格を有さない組合。

- 特徴**
- 登記：民法組合ですが、登記が必要です。
 - 課税：法人ではないので、課税は、個人ベースです。
 - 有限責任：組合員は出資額の範囲までしか責任を負いません。
 - 意思決定：原則として組合員全員の合意。契約で別途定めることができる。
 - 利益配分：組合契約により定めることができる。
 - 決算書：決算書の作成が必要。
 - 会社への組織変更：会社への組織変更は不可。

		所有と経営の関係		
		所有と経営が分離 (物的組織) 組織の規律が厳格	所有と経営が一致(人的組織) 組織の内部自治が認められる	
出資者と債権者の関係	全構成員 有限責任	株式会社	合同会社(LLC) (有限責任の人的会社)	LLP (有限責任の組合制度)
	無限責任 最低1人以上の無限責任構成員		合資会社	
	無限責任 全構成員		合名会社	民法組合
		← 法人格あり		→ 法人格なし →

農業生産法人

農業生産法人とは、農地の権利を有して（所有権、賃借権等）、農地を耕作し、農業経営を行うことのできる農業法人のことです。

なお、農業生産法人は、次の4要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 法人組織の形態要件
- (2) 事業要件
- (3) 構成員要件
- (4) 業務執行役員要件

それぞれの要件の詳細については、以下のとおりです。

(1) 法人組織の形態要件

農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社（LLC）株式会社（株式の譲渡制限のあるもの。）のいずれかに該当しなければなりません。

(2) 事業要件 農事組合法人の場合注意（農協法の規定もあります。）

農業及び関連事業（農産物の製造・加工、貯蔵、運搬、農作業の受託等農地法施行規則による。）の直近3か年の売上高が法人の売上高の過半である必要があります。

(3) 構成員要件 農事組合法人の場合注意（農協法の規定もあります。）

すべての構成員は以下のいずれかに該当しなければなりません。

その法人に対して農地の権利を提供した個人

その法人の農業の常時従事者 1

農地等を現物出資した農地保有合理化法人

農業協同組合・農業協同組合連合会

地方公共団体

法人から物資の供給等を受ける者、又は法人の事業の円滑化に寄与する者

・作業委託農家 ・スーパー ・生協 等

株式会社については総議決権の4分の1以下、1構成員あたり1.0分の1以下。持分会社については、社員の総数の4分の1以下

特例：農業経営改善計画について市町村の認定を受けた場合は、以下の特例があります。（認定期間に限ります。）

- ・農業内部：制限なし
- ・農外の関連事業者等：総議決権の2分の1未満

1 常時従事者とは？

法人の行う農業に年間150日以上従事する者

150日未満でも次の場合

$$150日 > \frac{\text{法人の年間総労働日数}}{\text{法人の構成員の数}} \times \frac{2}{3} \quad 60日$$

農地等の提供者は60日未満であっても次の場合の算式で算出される日数のどちらか大の日数以上

$$\frac{\text{その法人の農業に必要な年間総労働日数}}{\text{法人の構成員の数}} \times \frac{2}{3}$$

$$\text{法人の農業に必要な年間総労働日数} \times \frac{\text{構成員の農地等提供面積}}{\text{法人の事業に供する農地等面積}}$$

(4) 業務執行役員要件 農事組合法人の場合注意(農協法の規定もあります。)

業務執行役員の過半が法人の農業や関連事業に常時従事する構成員であること。

上記に該当する役員の過半が年間60日以上法人の農作業に従事すること。

(例外規定あり)

農業生産法人要件の確認は、農業委員会が、農地の借入(農地法第3条許可申請、農業経営基盤強化促進法利用集積計画作成。)の度に判断します。

なお、農業委員会が判断するために申請時に以下の書類の添付が必要です。

定款の写し

組員名簿(農事組合法人)・株主名簿(株式会社)等の写し、
農業生産法人の要件に係る事項(P.19参照)

その他

また、毎年、決算から3ヶ月以内に農業委員会に定期報告しなければなりません。

法人設立時に農業生産法人の要件をスムーズにクリアするためには、法人設立計画時から農業委員会と十分に調整を取る必要があります。

特に、集落型農業法人の場合は、構成員要件や業務執行役員要件については、法人を設立してからでは、クリアが困難となりますので、事前に農業委員会に十分相談しましょう。

農業及び農業に関連する事業の例

(1) 農業

耕作 養畜 養蚕

(ア)上記の業務に必要な肥料、飼料等の購入

(イ)通常商品として取り扱われる形態までの生産物の処理(例：果実等の選別・包装)

(ウ)生産物の販売

農業と併せて行う林業経営

農事組合法人の場合は、農協法第72条の8第1項第1号の事業含む

(2) 農業に関連する事業

法人の行う農業と一次的な関連を持ち農業生産の安定発展に役立つもの。

農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

例：ソーセージ加工、餅加工、味噌加工、製茶 等

自らの農業生産法人が生産した農産物に加え、他の農家が生産した農産物を使用しても可。

農畜産物の貯蔵・運搬又は販売

自らの農業生産法人が生産した農産物を貯蔵・運搬・販売に加え、他の農家が生産した農産物の貯蔵・運搬・販売も可。

農業生産に必要な資材の製造

例：肥料・飼料の生産

自らの農業生産法人が農業生産に必要な肥料の生産に加え、他の農家への生産した肥料の販売も可。

農作業の受託

例：稲作の基幹3作業の受託。

レストランの設置運営

自らの農業生産法人が生産した農産物を使用するとともに、一部、他の農家から仕入れた農産物も使用可。

直売施設の設置運営

自らの農業生産法人が生産した農産物を販売するとともに、他の農家が生産した農産物の直接販売も可。

農村滞在型余暇活動への利用を目的とした施設の設置・運営・必要な役務の提供

観光農園や市民農園(農園利用方式に限定)、農作業体験を行う都市住民等が宿泊・休養するための施設、上記の施設内に設置された農畜産物等の販売施設等、上記農園や施設内で行われる各種サービス。

(3) 附帯事業(農協法)

民宿

自己の行う農業及び関連事業に必要な宿泊施設において人を宿泊させること。

農業土木

自己の行う農業及び関連事業に必要な機械施設を利用し、土木作業を受託すること。

造園

自己の行う農業及び関連事業に必要な機械施設を利用し、造園を行うこと。

水田養魚

生産調整の方法として、水田で鯉等の養殖を行うこと。

研修

自己の行う農業及び関連事業に必要な施設において農業技術の技能習得等を行うこと。

農業生産法人報告書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

_____ 農業委員会会長 様

平成 年 月 日提出

法人名 _____

代表者の氏名 _____

TEL _____

主たる事務所の所在地 _____

代表者の住所 _____

TEL _____

1 法人が現に所有し 又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積

計	田	畑	採草放牧地

2 事業の状況

農 業			農業に該当しない事業	
売 上 高	農畜産物名	関連事業名	売 上 高	事業名

3 構成員の状況

氏名又は名称	議決権	農地等の提供面積	年間農業従事日数	法人と構成員との取引関係等の内容

4 構成員のうち承認会社の株主の状況

株主の氏名・名称	議 決 権	備 考

5 業務執行役員の状況

氏 名	住 所	年間農業従事日数	年間農作業従事日数	備 考

6 その他参考となるべき事項

* 1年に1回の報告

4. 特定農業法人制度

(1) 特定農業法人制度とは？

担い手不足が見込まれる集落・地域の地権者組織(＝農用地利用改善団体)との間で、地域の農地の過半を引き受ける相手方として、地域の地権者の合意を得た法人。
なお、特定農業法人は、地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、必ず引き受けなければならない義務を負う。(特定農用地利用規程に位置づけられる。)
農業経営基盤強化促進法で定義

(2) 特定農業法人には、こんなメリットがあります！

農用地利用集積準備金制度

特定農業法人が農用地や農機具を購入するために必要な費用に備えるため「農用地利用集積準備金」として毎年度の売上高の9%までを積み立てることができ、その積立額を損金算入することができます。(本制度は19年4月に廃止予定です。)

その他 米政策関連対策 機械等導入・農地集積 低利資金の融資等のメリットがあります。

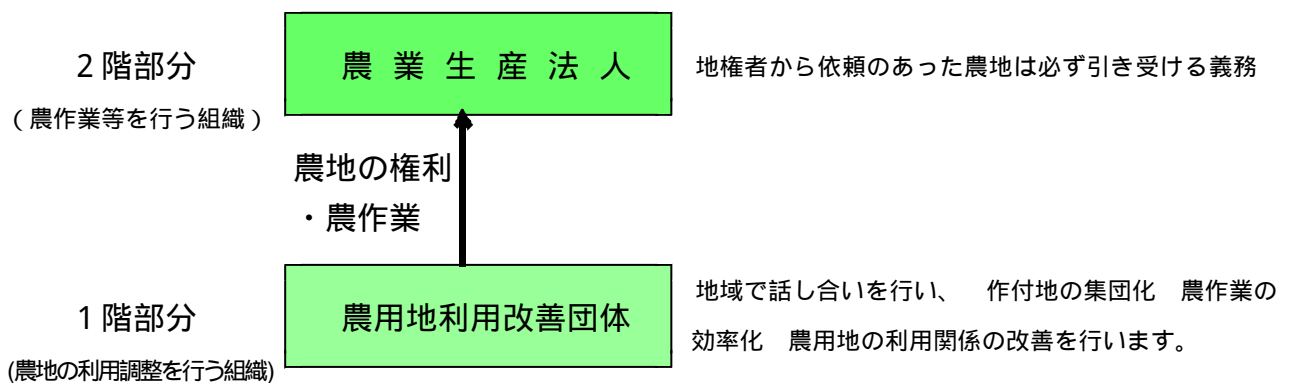
(3) どのようにこの制度を利用すればよいか？

担い手不足の集落・地域において、地権者に働きかけて、集落の合理的な農地利用に関する協定を交わす地権者組織(＝農用地利用改善団体)を立ち上げます。

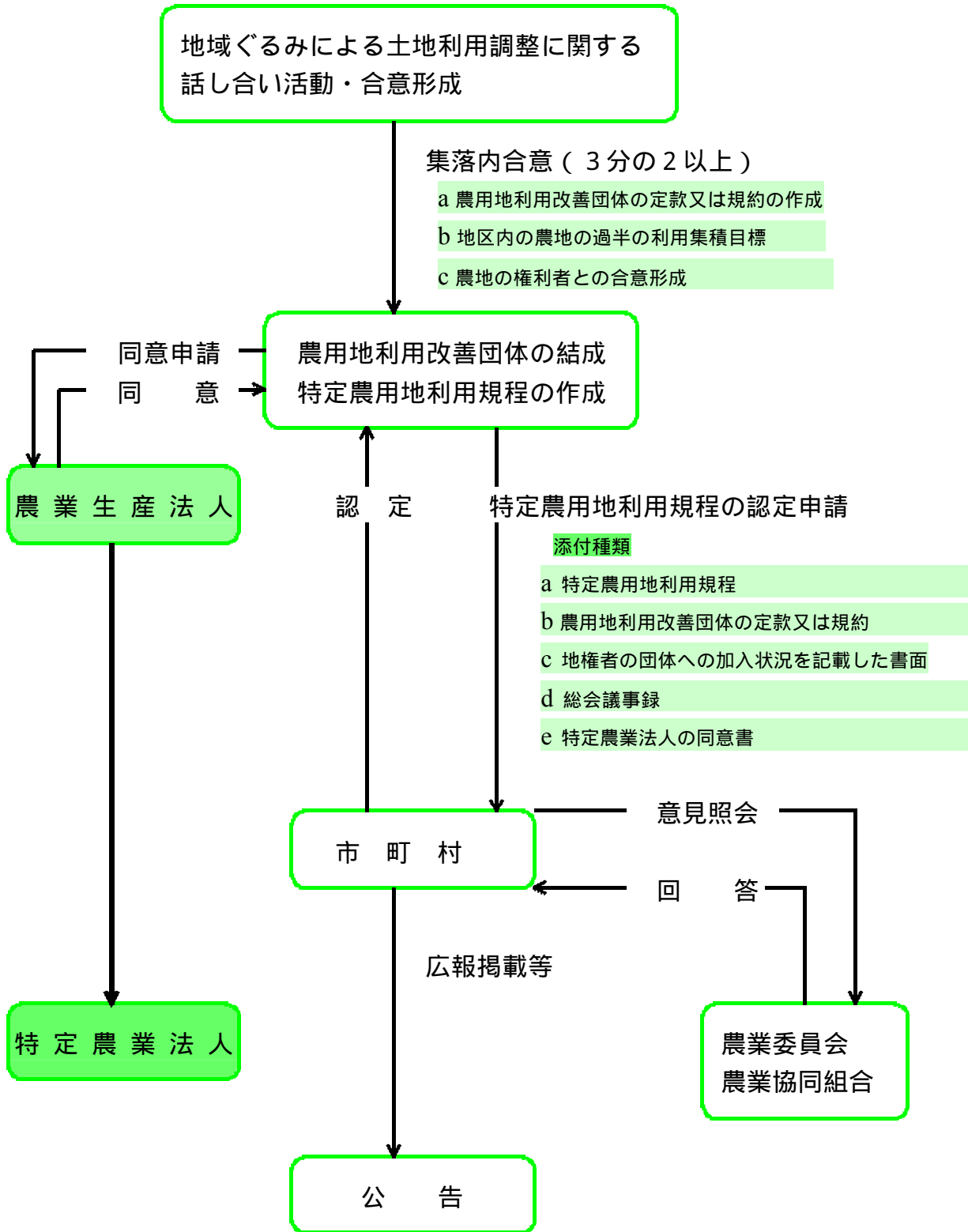
次に、集落周辺で経営する農業生産法人に働きかけ、同法人に農地や農作業を委ねる話し合いをすすめ、合意の内容に基づき土地利用に関する規程(＝特定農用地利用規程)の作成を行います。

これにより、担い手不足集落・地域は、担い手を確保することができ、同時に、農業生産法人は規模拡大により経営強化がはかれます。

なお、集落の地権者全員が参加する営農組合で農用地利用改善団体を設立し、同時に営農組合を農業生産法人化し、この法人を特定農業法人とすることも可能です。



(4) 特定農業法人の設立手続き



農用地利用改善団体の成立
 特定農用地利用規程の成立 (有効期間5年、5年延長可)
 特定農業法人の成立

5. 特定農業団体制度

(1) 特定農業団体制度とは？

担い手不足が見込まれる集落・地域において組織された農作業受託組織で、地権者（＝農用地利用改善団体）の合意を得て、地域の農地の2/3以上の農作業を受託する任意組織で、将来、農業生産法人になることが確実と見込まれるなど一定の要件を満たすものをいう。
地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったとき、特定農業団体は必ず引き受ける義務を負う。

農業経営基盤強化促進法で定義

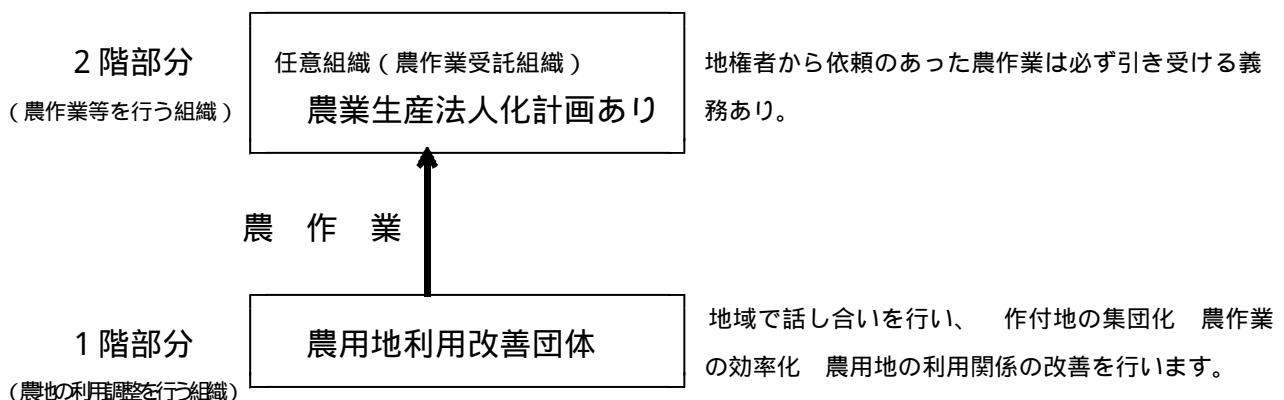
地域の農用地面積の相当部分の農作業を受託することを目標としていること。
代表者、構成員の加入及び脱退、総会の議決事項・方法、農用地や農業機械等の利用及び管理等に関する事項等を定めた規約を有していること。
構成員すべてで費用を共同負担（資材の一括購入等）するとともに、利益を分配（組織名で出荷・販売し、労賃等を分配。）していること。（経理の一元化）
主たる従事者について、一定水準の農業所得額の目標を設定していること（組織化の段階では、主たる従事者の候補が存在することで足りる。）
5年以内に農業生産法人になる具体的な活動計画（内容及び時期）を有していること。

(2) 品目横断的経営安定対策の対象に！

品目横断的経営安定対策が平成19年度からスタートします。
この施策の対象者の内、集落営農組織については、特定農業団体又は同様の組織であることが、面積等の要件と共に、要件となっています。
品目横断的経営安定対策の対象になるためにも、特定農業団体制度を活用しましょう。

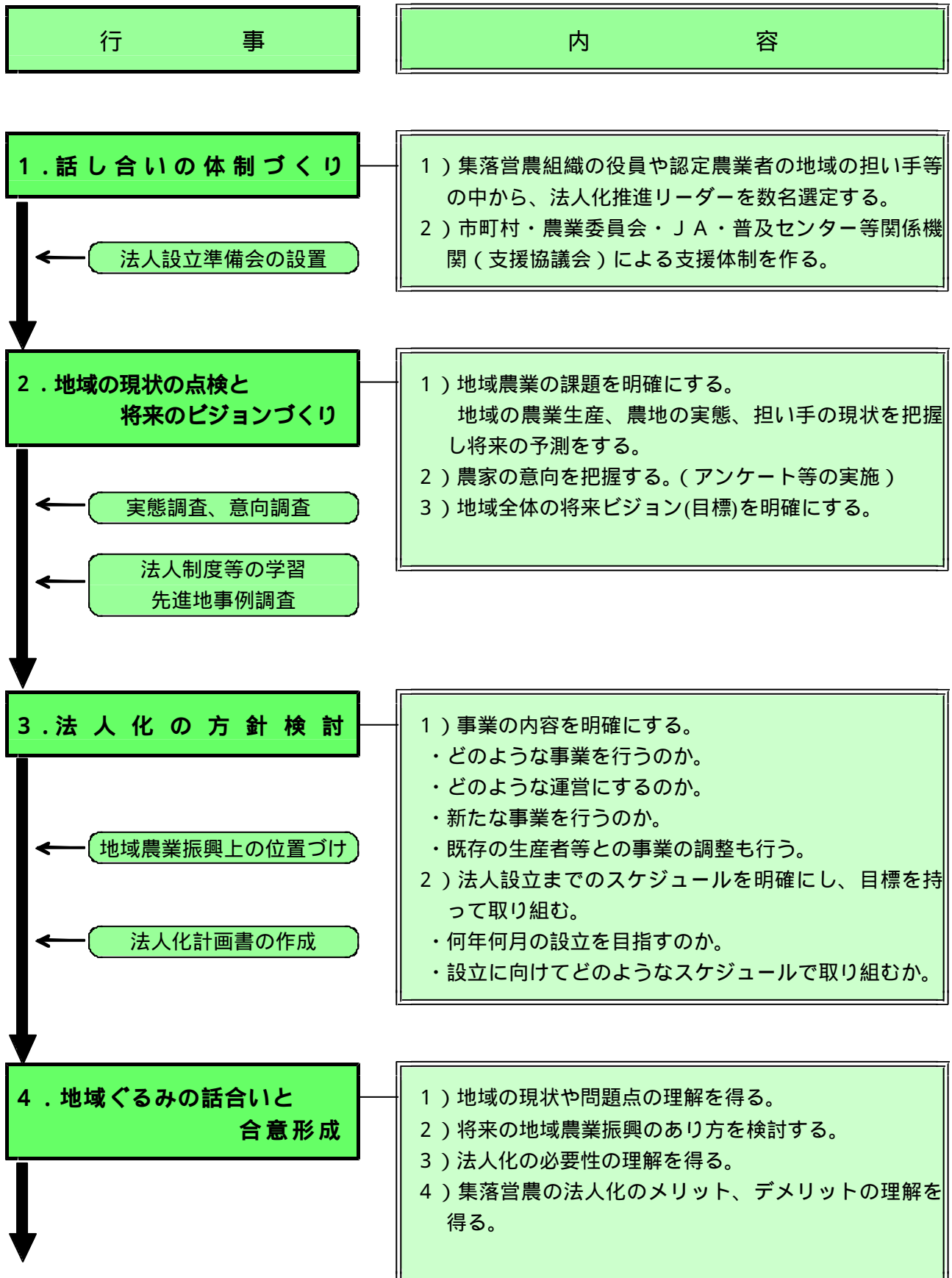
(3) どのような時にこの制度を利用すればよいか？

集落や地域で、例えば数人の有志により農作業受託組織を立ち上げます。
他方で集落や地域の地権者により農用地利用改善団体を結成してもらい作業の集積の相手方としての同意を得ます。
これにより、受託組織は安定した事業量の確保ができます。



農業法人の設立

1.法人化に向けた取組活動



**5 . 設立法人の事業計画の作成と
法人設立時の整理・検討事項**

- 1) 事業計画書を作成する。
 - ・ 法人の名称
 - ・ 法人の所在地
 - ・ 事業の方針
 - ・ 構成員（出資者）
 - ・ 事業の内容
 - ・ 資金計画
 - ・ 施設の整備状況
 - ・ 収支計画
- 2) 法人設立に必要な諸課題を十分に整理・検討する。
 - ・ 法人名称の検討
 - ・ 定款の作成
 - ・ 役員を選任
 - ・ 出資金額の検討
 - ・ 法人形態の選択
 - ・ 農業生産法人要件の整理(農業生産法人化する場合)
 - ・ 農業者年金との関係
 - ・ 納税猶予制度との関係
 - ・ 資産・資金の引継

6 . 構成員、地域への説明

- 1) 法人運営の方法と利益分配の理解を得る。
- 2) 設立の同意を確認する。
確認は同意書を持って行う。
- 3) 農業法人の構成員への参加を確認する。
引き受け出資口数と金額を確認

合意形成完了、法人化の設立手続き（農事組合法人P.38、株式会社P.58）へ

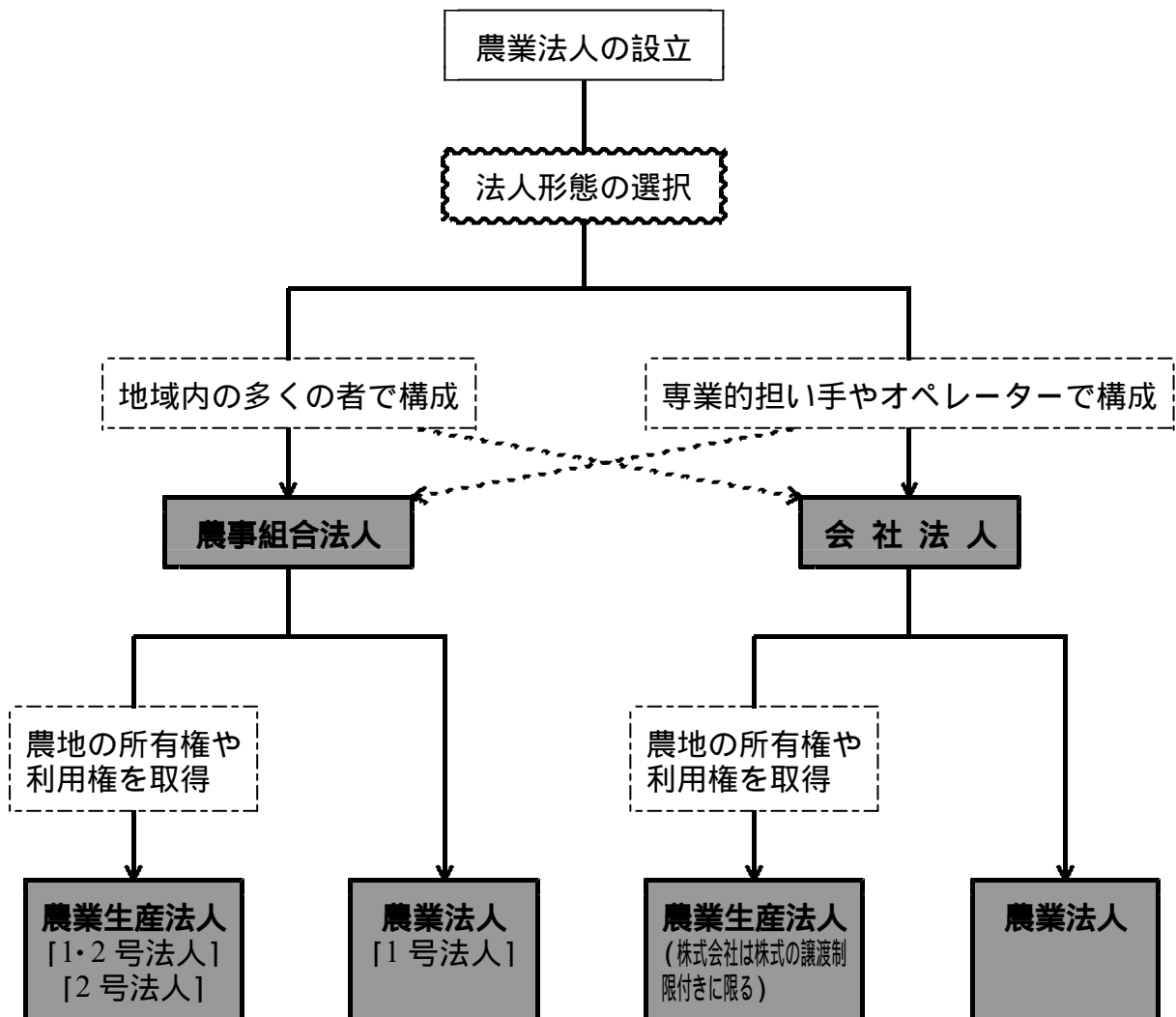
2 法人形態の選択

法人形態については、会社法の施行に伴い、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社（LLC）、農事組合法人などから選択します。

株式会社は、より多くの人材と資金が集まることで、個人経営の何倍もの仕事ができます。なお、会社法施行に伴い、株式会社については、機関設計のパターンの自由度がより増し、企業の発展段階に応じて様々な機関設計が可能となりました。

集落型農業法人については、組合員の共同の利益の増進や一人一票制という観点から農事組合法人を選択する場合と、迅速な意思決定を図りたいなどの理由により株式会社を選択する場合があります。

法人形態選択のイメージ



< 府内の事例 >

(農)あぐ里興
(農)越畑フレンドパーク

(有)かみむとべ営農
みたけ農産(有)

(有)山国さきがけセンター
(有)ネットワーク平屋

3 法人化への個別課題整理 検討事項

(1) 地域内合意形成

集落営農組織を法人化する場合、その形態や参加戸数が違ったとしても、農産物等の地域資源の活用、農地の利用集積や利用調整など、集落を基盤とした経営になることから、集落全体の合意形成を図ることは、非常に重要です。

特に、オペレーターや特定の農業者により法人化する場合は、地域内の調整や合意形成を行う組織と、農業経営を行う組織の2階建ての仕組みを確立することが望ましいでしょう。

なお、法人設立後も地域内の調整や合意形成の場を残す必要があります。

2階建てのイメージ

2階 ・農業生産法人 ・農作業受託組織 ・認定農業者 等	担い手 機能
	農作業受託 農作物の生産（利用権の取得）など
1階 ・農家組合 ・農用地利用改善団体 等	調整・合意形成 機能
	農地の利用調整 担い手の明確化 将来ビジョンの策定 など

(2) 大規模農家との調整

法人化を進める地域に大規模経営が存在する場合は、その経営も地域にとっては、重要な担い手であることから、

大規模農家に法人の主たる従事者として参加してもらう

か、参加が得られない場合は、

エリア分けや再委託をする

など、調整やルールづくり・役割分担を行うことが重要です。

(3) 資本金の準備と出資

資本金（＝出資金）については、株式会社は、会社法の施行に伴い、1円でも設立が可能となりました。

しかし、法人の運転資金や農業機械・施設等の投資を考慮に入れると、借入金に頼りすぎると、毎年の償還金確保のために内部留保がしにくくなるなど、法人の経営上困難な事態が想定されます。法人設立時に資本金を少しでも多く確保した方が良いでしょう。

$$\text{資本金} = \text{運転資金} + \text{機械・施設等投資額} - \text{借入金}$$

出資額は、利益配分のことを考えると、農地提供面積割＋均等割りとすることが多い。しかし、経営責任者には、責任の姿勢を明確にするため、応分の上乗せを検討することが必要です。

(4) 人材の確保

集落型農業法人を運営する場合、強力なリーダーの存在とそのリーダーを支える人々の存在が必要不可欠です。

集落型農業法人は、人材の宝庫です。1人のリーダーに任せきりにするのではなく、経理の得意な人、営業の得意な人、加工の得意な人など様々なマンパワーを結集して、リーダーを支える体制作りが必要です。

また、消費者には女性も多いです。女性が取締役や理事など経営に参画し、女性の感性やニーズを発揮できるような体制作りが必要です。(注意：役員になろうとする者が地方公務員の場合、地方公務員法上の判断が必要となります。)

(5) 事業目論見書の作成

事業目論見書(事業計画書)は、法律上の作成義務はありませんが、事業の遂行上又、会社の概要を説明するためのものであり、非常に重要なものです。必ず作成しましょう。(事業目論見書=法人の経営ビジョンと考えればよいでしょう。)

事業目論見書の様式例をP.36に示しています。また、収支計画については、設立後最低5年間の計画を作成しておきましょう。(具体的な数字は、他者に対して説得力があります。)

(6) 商号(名称)の検討

株式会社は、会社名の中に株式会社の名称を、農事組合法人は、法人の名称の中に「農事組合法人」という名称を用いなければなりません。

なお、会社法の施行に伴い、従来は、同一市町村に同一名の会社がある場合、その名称を使用することはできませんでしたが、現在は、使用が可能となりました。(従って類似商号の調査は必要ありません。)ただし、不正目的で他の会社と誤認されるおそれのある商号を使用してはいけませんので、名称の調査をしておいた方が良いでしょう。

(会社法第8条)

(7) 農業生産法人の要件

農業生産法人の4要件を満たすための検討が必要です。詳しくは、P.16を参照して下さい。

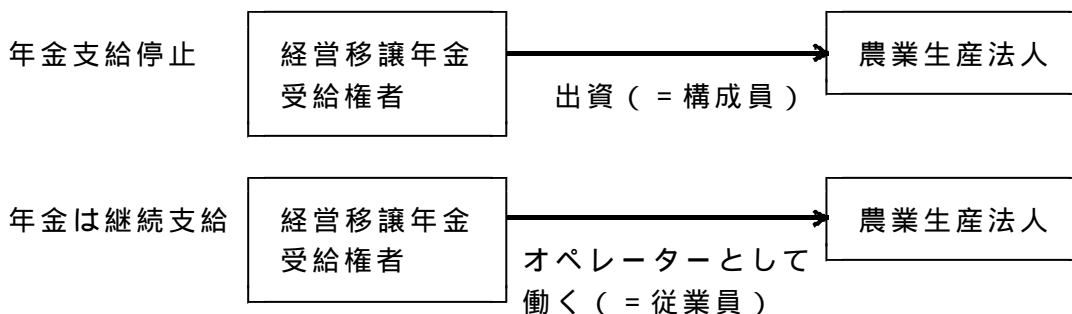
(8) 農業者年金との関係

法人化と農業者年金

・農業生産法人の構成員になれば経営移譲年金はストップ(支給停止)することがあります。

・旧制度の経営移譲年金の受給権者が、農業生産法人の構成員になった場合、農業経営を再開したこととなり、支給停止となります。

なお、出資をしないで従業員として雇用される場合は、支給停止されません。



特に、集落型農業法人を設立する場合は、出資予定者が多いため、役員は、各出資予定者に旧制度の経営移譲年金の受給権者かどうかを十分確認し、該当する場合は、出資者から外しましょう。

農業者年金は継続できる

法人の従業員（経営者含む）になれば、原則として農業者年金の被保険者資格を失うこととなりますが、厚生年金に加入したあとの期間は所定の手続きをすることにより「カラ期間」として農業者年金保険料納付済期間等として合算されます。政策支援を受けた者が、経営継承すれば特例付加年金が受給できます。

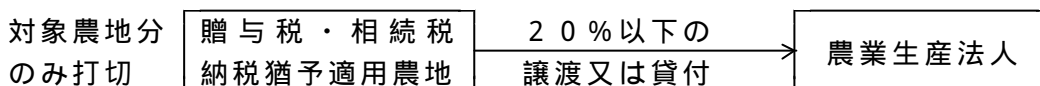
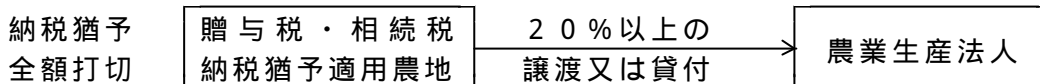
農業生産法人は、加算付経営移譲年金を受給することができる経営移譲の相手方となります。

（9）納税猶予制度と農業生産法人

農業生産法人に譲渡・貸付する場合は注意！！

贈与税・相続税納税猶予適用農地を2割以上譲渡又は貸付すると原則、納税猶予が打ち切られます。なお、20%以内の譲渡等については、全部が打ち切られませんが、譲渡等をした特例適用農地等の価格に対応する部分の税額を納付しなければなりません。

この場合、猶予された贈与税や相続税だけでなく、猶予期間中の利子税も納付しなければなりません。



特に、集落型農業法人を設立する場合は、農地の権利を提供して、出資者要件を満たす構成員が多いと考えられます。この際、役員は、納税猶予を受けている農地かどうか十分確認する必要があります。

特例：「贈与税納税猶予制度適用農地等に係る法人化特例」「相続時精算課税制度」があります。

（10）任意組織の資産の引継

法人に引き継ぐ資産には、棚卸資産のように譲渡しなければならないものと、建物や機械のように賃借が可能な資産があります。

どちらの資産についても、法人に譲渡した場合（土地を除く）、消費税の課税対象となることがあります。

当該組織が任意組合の場合 個人に分配し課税（個人が課税事業者の場合のみ）

当該組織が人格なき社団の場合 当該組織に課税（課税事業者の場合のみ）

譲渡する資産が多い場合は法人が消費税の課税事業者となって消費税の還付を受けた方が有利であったり、譲渡する資産が少ない場合は機械や建物を賃借し消費税の免税事業者になった方が有利など、ケースによって有利不利が生じます。

資産の引継については、専門家とよく相談しながら進めましょう。

また、当該資産を補助事業を活用して導入した場合、P.35にも留意して下さい。

資産の種類ごとの引継とその留意点

解 説	
現金預金	<p>原則として任意組織の現金預金は引き継がず、資本金として拠出された資金を法人名義の口座に入れ、必要に応じて現金化する。</p> <p>ただし、任意組織名義の借入金やリース料などの決済のため、組織の口座を法人でも使用する場合は、法人設立日の前日の残高により引き継ぐ。</p> <p>預金の引き継ぎには所得税、消費税とも課税されない。</p>
棚卸資産	<p>肥料、飼料、農薬等の原材料 未収穫農産物 農産物等については、法人に有償で譲渡する。</p> <p>これらについては法人税法上事業所得となるが、帳簿価格で譲渡された場合、実質的に課税はされない。</p> <p>ただし、譲渡元の任意組織（又は構成員）に消費税がかかることがある。</p>
農機具等	<p style="text-align: center;">譲渡</p> <p>農業用機械や果樹、家畜等は一般に法人に時価で譲渡する。譲渡所得となるが、補助金で取得した減価償却資産を除き、一般に帳簿価格を時価として差し支えないので、課税されない。</p> <p>ただし、譲渡元の任意組織（又は構成員）に消費税がかかることがある。</p> <p style="text-align: center;">貸付</p> <p>任意組織が法人に貸し付けた場合雑所得となり、赤字が生じても損益通算できず、青色申告特別控除の対象とならない。</p>
建物・構築物	<p style="text-align: center;">譲渡</p> <p>不動産を譲渡されるときは、登記費用や不動産取得税がかかる。（法人）</p> <p>建物等の不動産は、賃借するのが一般的だが、譲渡する場合は時価で譲渡する。譲渡元の任意組織（又は構成員）に対し、土地建物等の譲渡所得として分離課税となるが、一般に帳簿価格を時価として差し支えないので、課税されない。また、平成 16 年度の税制改正により、土地建物等の長期譲渡所得の 100 万円の特別控除が廃止された。また、消費税がかかることがある。</p> <p style="text-align: center;">貸付</p> <p>個人（任意組合の構成員含む。）において、不動産貸付けによる所得は不動産所得となり、青色申告特別控除ができる。（青色申告している場合。）</p>
土地	<p style="text-align: center;">譲渡</p> <p>土地を譲渡されるときは、登記費用や不動産取得税がかかることがある。（法人）</p> <p>土地は賃借されるのが一般的だが、譲渡する場合は時価で譲渡する。譲渡元の任意組織（又は構成員）に対し、土地建物等の譲渡所得として分離課税となる。農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画等により譲渡（現物出資含む。）された場合、800万の特別控除がある。</p> <p>土地建物等の譲渡所得についての損失は、他の所得との損益通算や繰越しが認められなくなったので、注意が必要。</p> <p>土地の譲渡については、消費税は非課税。</p> <p style="text-align: center;">貸付</p> <p>個人（任意組合の構成員含む。）において、土地等の取得に要した負債利子による損失は損益通算されない。不動産所得が赤字になる場合は、できるだけ早期に個人名義の農地取得資金を弁済するのが望ましい。</p>

(11) 補助事業で取得した資産の引継ぎ

資産の引継ぎと税金の関係についてはP.33のとおりですが、引き継ぐこととなる資産が補助事業により取得されたものである場合は、税務上の取扱いだけでなく、補助事業上の扱いにも留意する必要があります。

簡単に言うと、補助事業で取得した建物や機械等の資産を、有償で譲渡又は貸借した場合、補助金返還の対象となります。(詳細は次項の表を参照してください。)

なお、耐用年数が経過した資産については、残存価値がないものとみなされることから、一般的に補助金返還の対象とはなりません。

また、資産の引継ぎに伴って管理者等が変更された場合、所用の手続きが必要となりますので、補助事業者(市町村等)とご相談下さい。

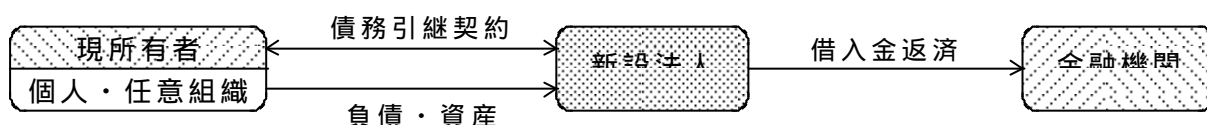
(12) 制度資金の引き継ぎ

制度資金を借り入れている任意組織等が法人化した場合、借入金を返済するには以下の方法が考えられます。

資産とともに負債を引き継ぐ方法

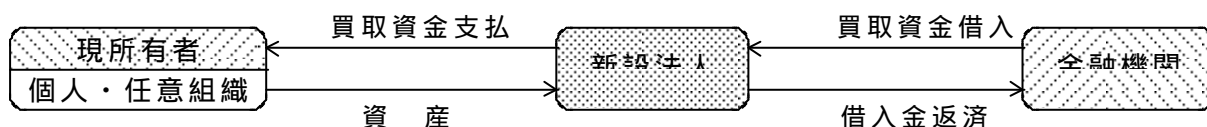
資産とともに負債を法人に引き継ぐ方法です。融資対象となった物件を債務とともに譲渡し、負債の返済も法人が行っていくことになります。

この場合、個人または任意組織の代表者も連帯債務者となる重畳的債務引受契約によるのが一般的です。



法人が資産を買い取る方法

資産の買取り資金を別途法人の側で融資を受けて用意する方法。この場合、法人が調達した資金により売買代金を個人に支払い、個人は受け取った代金で負債を返済することとなり、実質的には借り換えとなります。



他にも方法はありますので、金融機関とご相談下さい。

補助事業資産の法人への承継による補助金及び課税の取扱い（非同族会社の場合）

		補助金の返還	任意組合（構成員課税）	法人
譲渡	時価	譲渡益の補助金相当額は要返還。	所得税：時価（注1）と簿価との差額の譲渡益を任意組合の構成員に按分（注2）して譲渡所得税（1人当たり年50万円の特別控除の適用あり）。 消費税：譲渡価格を課税売上げとして任意組合の構成員に按分して構成員個人の課税売上高に加算	法人税：とくに課税なし、譲渡価格を取得価額に中古資産として減価償却。 消費税：譲渡価格が仕入税額控除の対象。
	簿価	返還なし（残存簿価に占める自己負担相当額以内での譲渡と補助条件承継が条件。）	所得税：時価の1/2未満の金額（注3）で譲渡した場合は時価相当額での譲渡とみなし、任意組合の構成員に按分（注2）して譲渡所得課税。 消費税：譲渡価格（時価相当額でない）を課税売上げとして任意組合の構成員に按分して構成員個人の課税売上高に加算。	法人税：定額譲受として時価との差額の受贈益に課税、時価相当額を取得価額に中古資産として減価償却。 消費税：譲渡価格（時価相当額でない）が課税仕入れ。
	無償	返還なし（補助条件承継が条件。）	所得税：法人に対する贈与として時価相当額で譲渡とみなし、任意組合の構成員に按分（注2）して譲渡所得課税。 消費税：課税売上げなし。	法人税：「無償による資産の譲受け」として時価相当額の受贈益に課税、時価相当額を取得価額に中古資産として減価償却。 消費税：課税仕入れなし（仕入税額控除不可）
貸付	有償	要返還（賃借契約による貸付料収入につき補助金相当額の返還。）	所得税：動産の賃借料は任意組合の構成員に按分（注2）して雑所得課税（赤字の損益通算不可）、不動産の賃借料は任意組合の構成員に按分（注2）して不動産所得課税（18年分より任意組合分の赤字の損益通算不可）。 消費税：賃借料を課税売上げとして任意組合の構成員に按分（注2）して構成員個人の課税売上高に加算。	法人税：賃借料の損金算入可。 消費税：賃借料が課税仕入れ。
	無償	返還なし	所得税：固定資産税等必要経費算入不可（無償貸付けの場合、事業とならない）。 消費税：課税売上げなし。	法人税：損金算入可能な賃借料なし（ただし、別途課税なし）。 消費税：課税仕入れなし（仕入税額控除不可）

- 注. 1)不動産の場合、圧縮記帳前の取得価額を基礎として定率法（構築物）または定額法（建物）で計算し直した未償却残高が時価相当額となる。
 2)按分は損益分配割合（組合契約で定めがない場合は持分（出資）割合）による。
 3)時価の1/2以上の金額による譲渡の場合でも、行為計算の否認規定により、時価相当額で譲渡があったものとみなされる場合がある。
 本表は、民法上の任意組合からの承継を想定している。

参考 1 事業目論見書または事業計画書 [様式例]

事業目論見書（または事業計画書）

1. 法人の名称
2. 法人の所在地
3. 事業の方針
4. 構成員（出資者）
5. 事業の種類（具体的に記す...以下例示）
 - (1) 農畜産物の生産
 - (2) 農畜産物の製造・加工
 - (3) 農畜産物の貯蔵・運搬
 - (4) 農畜産物の販売
 - (5) 農業生産に必要な資材の製造
 - (6) 農作業の受託
 - (7) 前記各号に付帯する事業
6. 資金計画
 - (1) 出資の種類（現金・現物別および各人別の内訳は別紙）
 - (2) 出資金（資本金） 円（現金・現物別）
 - (3) 一口の金額 円
 - (4) 必要資金の種類と金額（内訳は別紙）
 - (5) 資金の手当て（別紙により個別明細で示す）
 - 近代化資金等の制度資金
 - 借入金（その他の借入金）
 - その他（補助金等）
 - 合計
7. 施設の整備状況（別紙により個別に示す）
 - (1) 施設の名称・型式
 - (2) 使用の用途及び使用効果
 - (3) 取得時期
 - (4) 所要経費
8. 収支計画（別紙により示す）
 - (1) 事業収支（及びその内訳）
 - (2) 事業管理費（及びその内訳）
 - (3) 借入金の償還計画
9. 開始時貸借対照表（予定）
10. 農地法第2条第7項に規定する要件の整備状況（農業生産法人の場合）
 - (1) 事業要件
 - (2) 構成員要件
 - (3) 業務執行役員要件

注：様式はすべて A4 判または B5 判で作成します。ただし登記用はすべて B5 判となります。
以下省略。

参考 - 2 収支 (経営) 計画 [様式例]

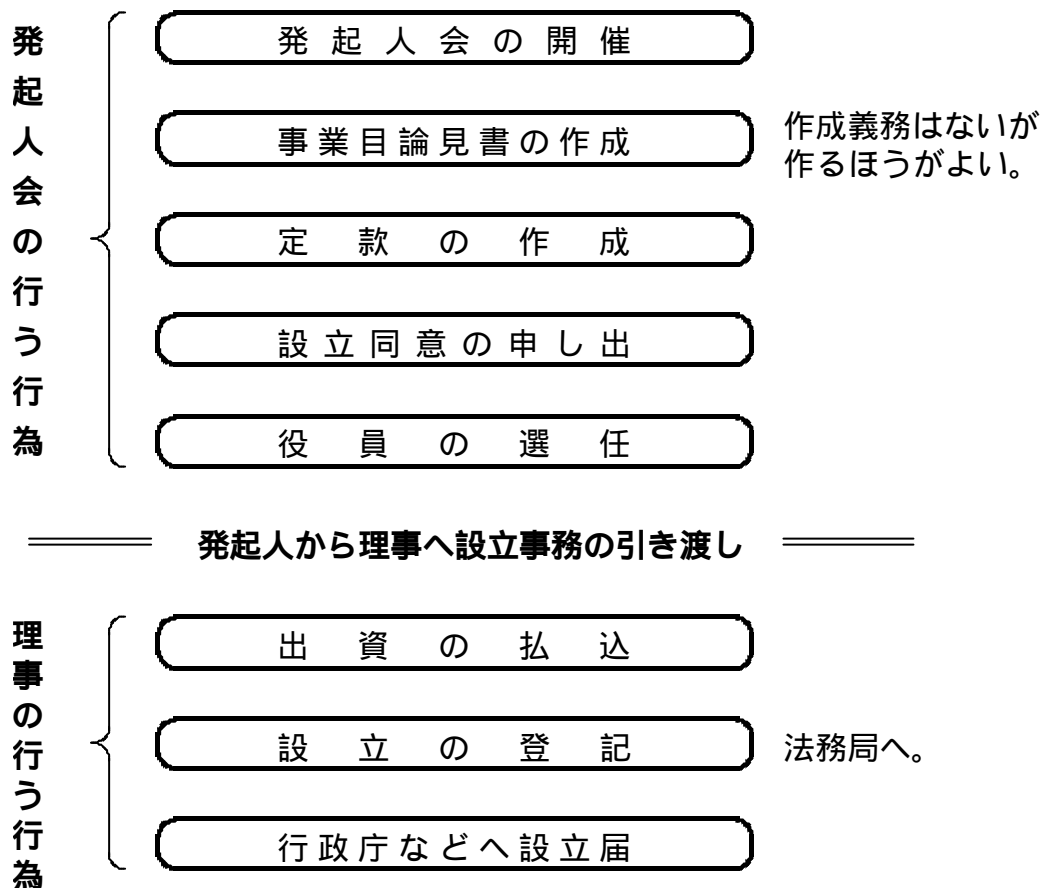
収支 (経営) 計画

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
経営規模						
内借地規模						
水稻 売上						
売上						
売上						
売上						
作業受託収入						
A 売上合計						
種苗費						
肥料費						
農薬費						
諸材料費						
材料費 計 (~)						
臨時雇用賃金						
労務費 計 ()						
動力光熱費						
小農具備品費						
修繕費						
賃貸料						
共済掛金						
土改・水利費						
減価償却費						
支払地代						
その他						
生産経費 計 (~)						
B 製造原価合計						
販売費						
通信費						
研修関係費						
租税公課						
雑費						
C 販売費・一般管理費計 (~)						
a 生産調整助成金						
b 雑収入						
D 営業外収益 計 (a+b)						
c 支払利息						
d 雑損失						
E 営業外費用 計 (c+d)						
F 税引前当期利益 (A - (B+C) + D - E)						
e 従事分量配当						
f 農用地利用集積準備金						
g 法人税等						
余剰金 (F - (e + f + g))						

4. 法人の設立手続き手順

(1) 農事組合法人

設立までのフロー



税務関係

法人設立届出書等 税務署、府、市町村へ。

社会保険関係

労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務所へ。

農協法関係

農事組合法人設立届出書 府へ。

参考 1 農事組合法人定款例 [様式例]

農林水産省経営局H14.3.1制定 (H18.7.20改正) - 事務ガイドライン - より

農事組合法人定款例(出資制の場合)

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合は、組合員の農業生産についての協業を図ることによりその生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とする。

注.

7条第2号から第4号までの事業のみを行う組合においては、本条を次のように規定すること。

第1条 この組合は、組合員の協同により農業の経営を行うことによって、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的とする。」

(名称)

第2条 この組合は、農事組合法人 組合という

(地区)

第3条 この組合の地区は、 県 郡 村字 の区域とする。

注.

地区の範囲は、農民たる組合員の住所がある最小行政単位(市町村区)又はそれ以下(大字、字等)で規定することとし、最小行政単位が複数ある場合は、これを列記すること。

(事務所)

第4条 この組合の事務所は、 県 郡 村字 に置く。

(農業協同組合への加入)

第5条 この組合は、 農業協同組合に加入するものとする。

注.

加入する農業協同組合は、この組合が組合員資格を有する農業協同組合のうちから、この組合の事業の実態に即して適当なものを選んで規定すること。

(公告の方法)

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、 において発行する新聞に掲載するものとする。

(注)「 において発行する 新聞」の「 」には都道府県名などの発行地を記載する。なお、発行地を限定しない場合には、「 において発行する」を削ること。」

注.

1 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく官報に掲載する方法による場合は「 において発行する 新聞」を「官報」に改めること。

2 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告ではなく電子公告による公告を行う場合は、次のように規定すること。

第6条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は電子公告による公告を行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、 において発行する 新聞に掲載するものとする。(注)事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときに、官報による公告を行う場合は、「 において発行する 新聞」を「官報」に改めること。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は、次の事業を行う

- (1)組合員の農業に係る共同利用施設の設置 (当該施設を利用して行う組合員の生産する物資の運搬、加工又は貯蔵の事業を含む)及び農作業の共同化に関する事業
- (2)農業の経営及びこれと併せ行う林業の経営
- (3)前号に掲げる農業に関連する事業であって、次に掲げるもの
農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
農業生産に必要な資材の製造
農作業の受託
- (4)前3号の事業に附帯する事業

注.

列挙事業中行わない事業は削ること。また、養畜等農業の一部門についての事業を行う組合は、各号中「農業」をその内容に応じてそれぞれ適当な字句に改めること。なお、水産業、産業廃棄物処理業、経営コンサルタント業その他法に規定された事業に該当しないものは、農事組合法人の定款に規定できないので、留意すること。

(員外利用)

第8条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り 組合員以外の者に前条第1号の事業を利用させることができる。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という)第72条の8第3項に規定する範囲内とする。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第9条 この組合の組合員たる資格を有するものは、次に掲げる者とする。

- (1)この組合の地区内に住所を有する農民
 - (2)農業協同組合及び農業協同組合連合会で、その地区にこの組合の地区の全部又は一部を含むもの
 - (3)この組合に農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人
 - (4)この組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受ける個人
 - (5)この組合に対してその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約、新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約、実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約を締結している者
- 2 この組合の前項第1号の規定による組合員が農民でなくなり、又は死亡した場合におけるその農民でなくなった者又はその死亡した者の相続人であって農民でないものは、この組合との関係においては、農民とみなす。

注.

- 1 第7条第2号の事業を行わない組合においては、第1項を次のように改め、第2項を削ること。
「この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農民とする」
- 2 例えば、酪農業に関する共同利用施設の設置を行う組合においては、「この組合の組合員たる資格を有する者は、乳牛 頭以上を飼養する農民で、この組合の地区内に住所を有する農民とする」とする等各組合の実態に即して組合員資格を具体的に明記すること。
- 3 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第32条第2項において準用する同条第1項による組合員たる地位の継続を認める農事組合法人に関しては、本条に次の2項を加えること。
3 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって利用権を設定したことにより、この組合の組合員でなくなった者で同法第23条第1項の認定を受けた農用地利用改善事業を行う団体(以下「農用地利用改善事業実施団体」という)の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅滞なくこの組合に申出をし、次の各号に

掲げる要件に該当する者である旨の理事の過半数による確認を受けたものは、引き続きこの組合の組合員とする。

- (1)その住所がこの組合の地区内にある者であること
- (2)利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域(この組合の地区内に限る。)の地区内にあること
- (3)農民である組合員と協同して農業の生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進すると認められる者であること

4 第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数は、総組合員の数の3分の1を超えないものとし、前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は、総組合員の数の2分の1から第1項第4号及び第5号の規定による組合員並びに第2項の規定により農民とみなされる組合員の数を控除した数を超えないものとする。

(注)第7条第2号の事業を行わない組合においては、

(1)本条第1項を次のように改めること。

「この組合の組合員たる資格を有する者は、この組合の地区内に住所を有する農民とする」

(2)本条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、同条に次の1項を加えること。

3 前項の規定により引き続きこの組合の組合員とみなされる者の数は、総組合員の数の2分の1を超えないものとする。

3 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第9条により、農業法人投資育成事業を営む株式会社からの出資を認める農事組合法人においては、本条第1項に次の1号を加えること

(6)この組合に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第6条に規定する承認事業計画に従って同法第2条第2項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第5条に規定する承認会社

(加入)

第10条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資の口数及びこの組合の事業に常時従事するかどうかを記載した加入申込書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の加入申込書の提出があったときは、総会でその加入の諾否を決する。

3 この組合は、前項の規定によりその加入を承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせるとともに、組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

4 加入の申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをした時に組合員となる。

5 出資の口数を増加しようとする組合員については、第1項から第3項までの規定を準用する。

注.

1 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項中「及びこの組合の事業に常時従事するかどうか」を削ること。

2 現物出資を認めようとする組合においては、第1項中「引き受けようとする出資の口数」の次に「(現物出資をしようとする者にとっては、出資の目的たる財産)」を加え、第3項中「その旨を申込者に通知し、出資の払込み」の次に「(現物出資にとっては、出資の目的たる財産の給付。以下本条において同じ。)」を加えること。

3 地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項中「口数及び」を「口数、」に改め、「常時従事するかどうか」の次に「及び農地等についての権利(農地又は採草放牧地についての所有権、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)」をこの組合に移転し、又はこの組合のために設定する場合にあっては、その農地等についての権利を加え、第2項に後段として次のように加えること。

「この場合において、この組合は、当該加入をしようとする者が組合員となることによってこの組合が農地法第2条第7項各号に掲げる要件を欠くこととなる場合には、加入の承諾をしないものとする。」

4 加入の諾否の決定を、組合員全員の同意にかからしめる場合には、本条第2項中「総会で」を「組合員全員の同意を得て」に、理事の過半数の同意にかからしめる場合には、本条第2項中「総会」を「理事会」に改めるとともに、第34条中第3号を削り第4号以下を1号ずつ繰り上げること。

(持分の譲渡)

第11条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

- 2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、第10条第1項から第4項までの規定を準用する。ただし、同条第3項の出資の払込みは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第12条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続開始後60日以内にこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(脱退)

第13条 組合員は、60日前までにその旨を書面をもってこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 持分全部の譲渡

(除名)

第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事せず、かつ、この組合の施設を全く利用しないとき。
- (2) この組合に対する義務の履行を怠ったとき。
- (3) この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
- (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき。

- 2 この組合は、除名を議決したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨をその組合員に通知しなければならない。

注 .

1 第7条第1号の事業を行わない組合においては、本条第1項第1号を次のように改めること。

- (1) 第9条第1項第1号の規定による組合員が、正当な理由なくして1年以上この組合の事業に従事しないとき。

2 第7条第2号の事業を行わない組合においては、本条第1項第1号を次のように改めること。

- (1) 1年間この組合の施設を全く利用しないとき

3 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第1項に次の1号を加えること。

- (5) 組合員が農地法第2条第7項第2号に規定する者に該当しなくなったとき(そのことによってこの組合が同項第2号及び第3号に掲げる要件を欠くこととなる場合に限る。)

(持分の払戻し)

- 第15条 組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額(その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額)を限度として持分を払い戻すものとする。
- 2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

注.

農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条に次の2項を加えること。

3 第1項の規定により持分を払い戻す場合においてその払戻しを受けようとする者がこの組合に対し農地等についての権利を現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)した者又はその相続人であるときは、その者(持分の払戻しを受けようとする相続人が2人以上ある場合には、その全員)の申出により、その持分の全部又は一部の払戻しに代えてその出資に係る農地等についての権利(この組合に属しているものに限る。)の全部又は一部を返還するものとする。この場合において、払い戻すべき持分の額が、出資の額より減少したときは、農地等についての権利の返還に係る持分の額とその出資金額との差額に相当する金額を当該返還を受ける者から徴収する。

4 前項の規定により持分の払戻しに代えて農地等についての権利を返還した場合において、その農地又採草放牧地につきこの組合が費した有益費があるときは、民法第196条第2項本文の規定に従い、これを当該返還を受ける者から徴収する。

(出資口数の減少)

- 第16条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、組合の承認を得て、その出資の口数を減少することができる。
- 2 組合員がその出資の口数を減少したときは、減少した出資の口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。
- 3 前条第2項の規定は、前項の規定による払戻しについて準用する。

注.

農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退に当たって当該農地等についての、権利を返還しようとする場合においては本条第3項中「前条第2項」を「前条第2項から第4項まで」に改めること。

第4章 出資

(出資義務)

- 第17条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし出資総口数の100分の を超えることができない。

注.

1 は、50以下とすること。

2 現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加え、定款末尾に別表を加えること。

2 この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資の口数は、別表のとおりとする。

3 農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、当該組合員の脱退又は組合の解散等に当たって、当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条にさらに次の1項を加えること。

3 現物出資の目的たる農地についての権利は、当該現物出資(第12条の規定による当該現物出資に係る持分の取得を含む。)をした組合員の承認を得なければ、これを処分することができない。

(出資 1口の金額及び払込方法)

第 18条 出資 1口の金額は、金 円とし、全額一時払込みとする。

第 5章 役員

(役員の数)

第 19条 この組合に、役員として、理事 人及び監事 人を置く。

注 .

各組合の実態に即し、役員の数、監事の設置の有無を定めること。

(役員を選任)

第 20条 役員は、総会において選任する。

2 前項の規定による選任は、総組合員の過半数による議決を必要とする。

3 理事は、第 9条第 1項第 1号の規定による組合員でなければならない。

注

第 7条第 2号の事業を行わない組合においては、本条第 3項中「第 9条第 1項第 1号の規定による」を削ること。

(役員を解任)

第 21条 役員は、任期中でも総会においてこれを解任することができる。

注

監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(代表理事の選任)

第 22条 理事は、代表理事 人を互選するものとする。

(理事の職務)

第 23条 代表理事は、この組合を代表し、その業務を統括する。

2 理事は、あらかじめ定めた順位に従い、代表理事に事故あるときはその職務を代理し、代表理事が欠員のときはその職務を行う

(理事の決定事項)

第 24条 次に掲げる事項は、理事の過半数でこれを決する。

- (1)業務を運営するための方針に関する事項
- (2)総会の召集及び総会に付議すべき事項
- (3)役員を選任に関する事項
- (4)固定資産の取得又は処分に関する事項

(監事の職務)

第 25条 監事は少なくとも毎事業年度 1回、この組合の財産及び業務執行の状況を監査し、その結果につき、総会及び代表理事に報告し、意見を述べなければならない。

2 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、所管行政庁に報告しなければならない。

注 .

監事を置かない組合においては、本条を削り 次条以下を 1条ずつ繰り上げること。

(役員 の 責任)

第 26 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等及び総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- 3 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

- 4 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う
- 5 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。
 - (1) 理事 次に掲げる行為
 - イ 法第 36 条第 1 項又は第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
 - ロ 虚偽の登記
 - ハ 虚偽の公告
 - (2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
- 6 役員が、前 3 項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員 の 任期)

- 第 27 条 役員 の 任期は、就任後 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任及び法第 95 条第 2 項の規定による改選によって選任される役員 の 任期は、退任した役員 の 残任期間とする。
- 2 前項ただし書の規定による選任が役員 の 全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず、就任後 3 年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
 - 3 役員 の 数がその定数を欠いた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

注 .

監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(特別代理人)

第 28 条 この組合と理事との利益が相反する事項については、この組合が総会において選任した特別代理人がこの組合を代表する。

第 6 章 総 会

(総会 の 招集)

第 29 条 理事は、毎事業年度 1 回 月に通常総会を招集する。

- 2 理事は、次の場合に臨時総会を招集する。
 - (1) 理事の過半数が必要と認めるとき
 - (2) 組合員がその 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき
- 3 理事は、前項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 10 日以内に、総会を招集しなければならない。
- 4 監事は、財産の状況又は業務の報告について不正の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めるときは、総会を招集する。

注 .

監事を置かない組合においては第 4 項を削ること。

(総会の招集手続)

第30条 総会招集の通知は、その総会の日の5日前までに、その会議の目的たる事項を示してこれを行うものとする。

(総会の議決事項)

第31条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1)定款の変更
- (2)規約の設定、変更及び廃止
- (3)毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- (4)事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案
- (5)団体への加入(農業協同組合への加入を除く。)又は団体からの脱退
- (6)持分の譲渡又は出資口数の減少の承認

注.

本条第5号中「 農業協同組合」は、第5条に規定する農業協同組合とし、第5条を置かない組合においては「(農業協同組合への加入を除く。)」を削ること。

(総会の定足数)

第32条 総会は、組合員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。この場合において、第36条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

(緊急議案)

第33条 総会では、第30条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って、議決するものとする。ただし、第35条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会の議事)

第34条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会において、出席した組合員の互選により選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(特別議決)

第35条 次の事項は、総組合員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)この組合への加入(持分の相続又は譲受けによる加入を含む。)の承認
- (4)組合員の除名
- (5)役員解任

注.

監事を置かない組合においては、本条中「役員」を「理事」と改めること。

(書面又は代理人による議決)

第36条 組合員は、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

- 2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面にそれぞれ賛否を記入してこれに署名又は記名押印の上、総会の日の前日までにこの組合に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又は他の組合員でなければならない。
- 4 代理人は、2人以上の組合員を代理することができない。
- 5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(議事録)

第37条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- (1)開催の日時及び場所
- (2)議事の経過の要領及びその結果
- (3)出席した理事及び監事の氏名
- (4)議長の氏名
- (5)議事録を作成した理事の氏名
- (6)前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

注.

現物出資を認める組合においては、本条に次の1項を加えること。

2 総会において現物出資の目的たる財産の価額及びこれに対して与える出資の口数の決定に係る定款の変更を議決したときは、当該決議に同意した組合員の氏名を当該総会の議事録に記載するものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第38条 この組合の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(剰余金の処分)

第39条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第40条 この組合は、出資総額と同額に達するまで、毎事業年度の剰余金(繰越損失金のある場合は、これをてん補した後の残額。第41条及び第42条第1項において同じ。)の10分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第41条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰り入れないことができる。

(任意積立金)

第42条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第40条の規定により利益準備金として積み立てる金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

2 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の議決により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第43条 この組合が組合員に対して行う配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において行うものとし、組合員の事業の利用分量の割合に応じてする配当、組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当及び組合員の出資の額に応じてする配当とする。

- 2 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度における施設の利用に伴って支払った手数料その他施設の利用の程度を参酌して、組合員の事業の利用分量に応じてこれを行う
- 3 事業に従事した程度に応じてする配当は、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う
- 4 出資の額に応じてする配当は、事業年度末における組合員の払込済出資額に応じてこれを行う
- 5 前3項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の議決する総会の日において組合員である者について計算するものとする。
- 4 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、切り捨てるものとする。

注.

- 1 利用分量配当及び従事分量配当を優先的に行おうとする組合においては、本条第 1 項の次に第 2 項として次の 1 項を加え、本条第 2 項以下を 1 項ずつ繰り下げる。
 - 2 事業の利用分量の割合に応じて配当する金額及び事業に従事した程度に応じて配当する金額の合計額は、配当に充てる金額の100分の 1 に相当する金額を下ってはならないものとする。
- 2 出資配当を優先的に行おうとする組合においては、本条第 4 項を第 2 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 1 項を次のように改めること。

第 4 3 条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員の出資の額に応じてこれをし、なお残余がある時は、組合員のこの組合の事業の利用分量の割合又は組合員がその事業に従事した程度に応じてこれを行う。
- 3 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合においては、第 1 項を次のように改め本条中第 2 項から第 4 項までを削り、第 5 項を第 2 項とし、第 6 項を第 3 項とする。

第 4 3 条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員がこの組合の事業に従事した程度に応じてする配当とし、その事業年度において組合員がこの組合の営む事業に従事した日数及びその労務の内容、責任の程度等に応じてこれを行う
- 4 農地等についての権利を取得して農業の経営を行おうとする組合で、出資配当をも行おうとする組合においては、本条中第 2 項を削り第 4 項を第 2 項とし、第 5 項を第 3 項とし、第 6 項を第 4 項とし、第 2 項を次のように改めること。

第 4 3 条 この組合が組合員に対して行う配当は、組合員の出資の額に応じてこれをし、なお残余があるときは、組合員がこの組合の事業に従事した程度に応じてこれを行う
- 5 第 7 条第 2 号の事業を行わない組合においては、本条第 1 項中「組合員がその事業に従事した程度に応じてする配当、」を削り、本条中第 3 項を削り、第 4 項以下を 1 項ずつ繰り上げる。

(損失金の処理)

第 4 4 条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第 8 章 雑 則

(残余財産の分配)

- 第 4 5 条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。
- 2 第 1 5 条第 2 項の規定は、前項の規定による残余財産の分配について準用する。
 - 3 持分を算定するに当たり 計算の基礎となる金額で 1 円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

注.

農地等についての権利を現物出資した組合員に対して、この組合の解散について当該農地等についての権利を返還しようとする組合においては、本条第 2 項中「第 1 5 条第 2 項」を「第 1 5 条第 2 項から第 4 項まで」に改めること。

(規約)

第 4 6 条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- (1) 総会に関する規定
- (2) 業務の執行及び会計に関する規定
- (3) 組合員に関する規定
- (4) 役員に関する規定
- (5) 職員に関する規定
- (6) 前各号に定めるもののほか定款の実施に関して必要な規定

附 則

この組合の設立当初の役員は、第20条の規定にかかわらず次のとおりとし、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず年月日までとする。

理事

監事

注 .
現物出資を認める組合においては、次の別表を加えること。

別 表

組合員の氏名	現物出資の目的たる財産	当該財産の価額	当該組合員に与える出資口数

参考 2 登記申請書類 [様式例]

農事組合法人設立登記申請書

- 1. 名 称 農事組合法人 農場
- 1. 主たる事務所 京都府 郡 町大字 字 ×××番地
- 1. 登記の事由 平成 年 月 日設立手続終了
- 1. 登記すべき事項 別紙のとおり

1. 添付書類

- 定款 1 通
- 出資引受書 通
- 出資金領収書 通
- 財産引継書 通
- (注) 現物出資があった場合に限り添付
- 役員選任書 1 通
- 理事就任承諾書 通
- 印鑑証明書 通

(注) 市町村が発行した理事全員の印鑑証明書を添付

- 委任状 1 通

(注) 代理人によって申請する場合

上記のとおり登記の申請をする

平成 年 月 日

京都府 郡 町大字 字 ×××番地

申請人 農事組合法人 農場

京都府 郡 町大字 字 ×××番地

理 事 氏 名

代表
理事印

(注) 1. 理事 1 名の申請でよい

2. 理事の住所は印鑑証明書住所と同一

3. 代理人によって申請する場合は理事の捺印は不要

代理人によって申請する場合は下記のように記入する

県 郡 町大字 字 ×××番地

上記代理人 氏 名 ?

地方法務局 支局 御中

出 資 引 受 書

1. 農事組合法人 農場、出資金引受口数 口

上記のとおり出資を引き受けます。

平成 年 月 日

京都府 郡 町大字 字 ×××番地
氏 名 ?

農事組合法人 農場発起人 御中

出 資 金 領 収 書

1. 金 円

出資 口分についての払込金

上記のとおり領収しました。

平成 年 月 日

農事組合法人 農場
理 事 氏 名



組合員 殿

上記払い込み済みであることを確認する。

平成 年 月 日

農事組合法人 農場
監 事 氏 名 ?

役 員 選 任 決 議 書

平成 年 月 日当組合設立事務所において発起人が集まり、下記の事項を決定した。

発起人総数 名

出席発起人 名

1. 役員選任の件

発起人において協議の結果、下記の者を理事及び監事に選任し、被選任者はいずれも就任を承諾した。

理事 氏 名、氏 名、氏 名、氏 名、氏 名

監事 氏 名(置く場合のみ)

上記のことを明確にするため、ここに決議書を作成し、発起人が下記に記名押印する。

平成 年 月 日

農事組合法人 農場
発起人 氏 名 ?
同 氏 名 ?
同 氏 名 ?
同 氏 名 ?
同 氏 名 ?
同 氏 名 ?

就任承諾書

私は今般貴組合理事に選任されたのでその就任を承諾する。

平成 年 月 日

京都府 郡 町大字 字 ×××番地
理 事 氏 名 ?

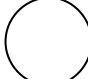
農事組合法人 農場 御中

委任状

私は 県 郡 町大字 字 ×××番地 氏を代理人と定め次の権限を委任する。

1. 農事組合法人 農場設立の登記申請に関する一切の件

平成 年 月 日

京都府 郡 町大字 字 ×××番地
農事組合法人 農場
理 事 氏 名 

参考 3 農事組合法人設立届 [様式例]

年 月 日

京都府知事 様

(所在地)

農事組合法人

代表理事 氏 名

(署名又は記名押印のこと。)

農 事 組 合 法 人 設 立 届

この度、農事組合法人 を設立し、 年 月 日付けで設立登記を完了しましたので、農業協同組合法第72条の16第4項及び農業協同組合法施行細則第3条第4項の規定により、下記関係書類を添えて届け出ます。

記

1. 定款
2. 事業計画書
3. 設立経過報告書
4. 役員経歴概要調書
5. 設立発起人が農民であることを証する書面
6. 理事が農業協同組合法第72条の10第1項第1号の規定による組合員であることを証する書面
7. 登記事項証明書

(記載上の注意)

添付書類について、「設立総会議事録謄本」等1から7以外に添付する書類があれば追加して記載すること。

事 業 計 画 書

1 組合員の状況

組 合 員 数 名（うち 男 名、女 名）
組 合 員 世 帯 数 戸
員 外 者 数 名

2 事業計画

- (1) 共同利用施設及び農作業の共同化
- (2) 農業の経営
- (3) 農地（又は採草放牧地）の所有権（又は使用収益権）の取得状況及び今後の予定

（記載上の注意）

定款に規定する事業につき、具体的に記入すること。

なお、「農地（又は採草放牧地）の所有権（又は使用収益権）の取得状況及び今後予定」については、農協法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人について記入すること。

3 資金調達運用計画

（単位：千円）

運 用		調 達	
項 目	金 額	項 目	金 額
合 計		合 計	

（記載上の注意）

できるだけ詳細に項目を設定し、記入すること。

4 収支計画

(単位：千円)

費用		収益	
項目	金額	項目	金額
当期剰余金			
合計		合計	

(記載上の注意)

できるだけ詳細に項目を設定し、記入すること。

5 剰余金処分計画

(単位：千円)

当期未処分利益金		
剰余金処分額	法定準備金	
	特別積立金	
	出資配当金	
	従事分量配当金	
	利用分量配当金	
	次期繰越利益金	

設 立 経 過 報 告 書

- 1 設立経過の概要
- 2 役員を選任 別添役員選挙録のとおり。

上記のとおり農事組合法人 設立経過を報告します。

年 月 日

農事組合法人
設立発起人 氏 名
(以下、設立発起人署名又は記名押印のこと。)

(添付資料)
役員選挙録を添付すること。

役 員 経 歴 概 要 調 書

役 員	氏 名	住 所	年 令	職 業	略 歴	備 考
代表理事						
理 事						
監 事						

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

農業協同組合(農事組合法人)
氏 名
(以下、各役員署名又は記名押印のこと。)

(記載上の注意)

- 1 職業欄には、専業の場合は「農業」と記入し、兼業の場合は兼業する職業を併記すること。また、農業の経営規模及び従事程度等の状況を記入すること。
- 2 備考欄には、役員において、組合又は法人で使用される「代表理事組合長」、「代表理事専務」、「専務理事」、「理事」、「代表監事」、「監事」等の名称等を記入のこと。

設立発起人が農業者（農民）であることを証する書面

氏名	住所	年令	職業	備考

農業協同組合（農事組合法人）の設立発起人である上記の者は農業者（農民）であることを証明します。

年 月 日

氏 名 ④

（記載上の注意）

農業委員会等の証明を得ること。

理事が組合員であることを証する書面

氏名	住所	年令	職業	備考

上記の者は当農事組合法人の農業協同組合法第72条の10第1項第1号の規定による組合員であることを証明します。

年 月 日

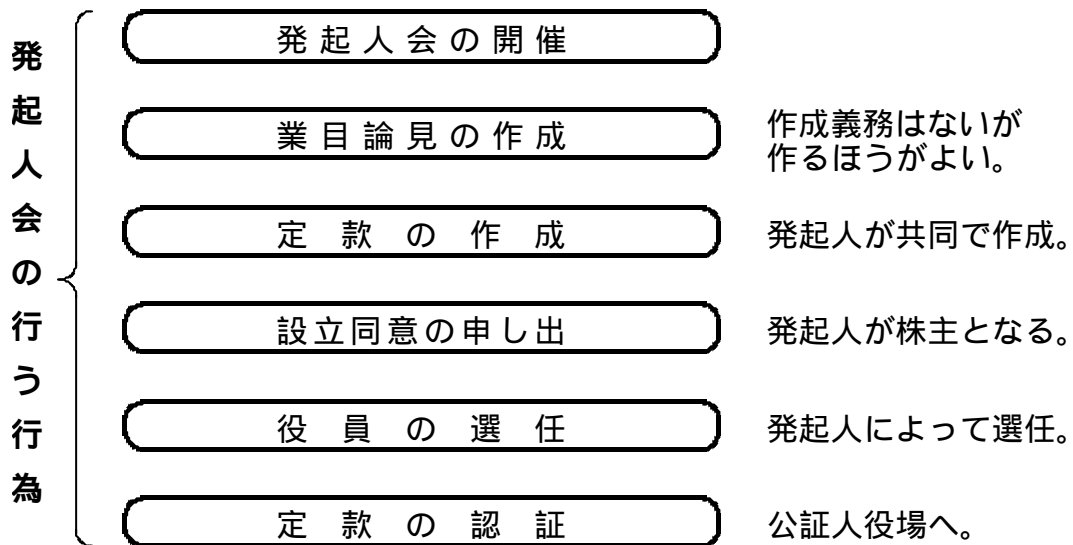
農事組合法人

代表理事 氏 名

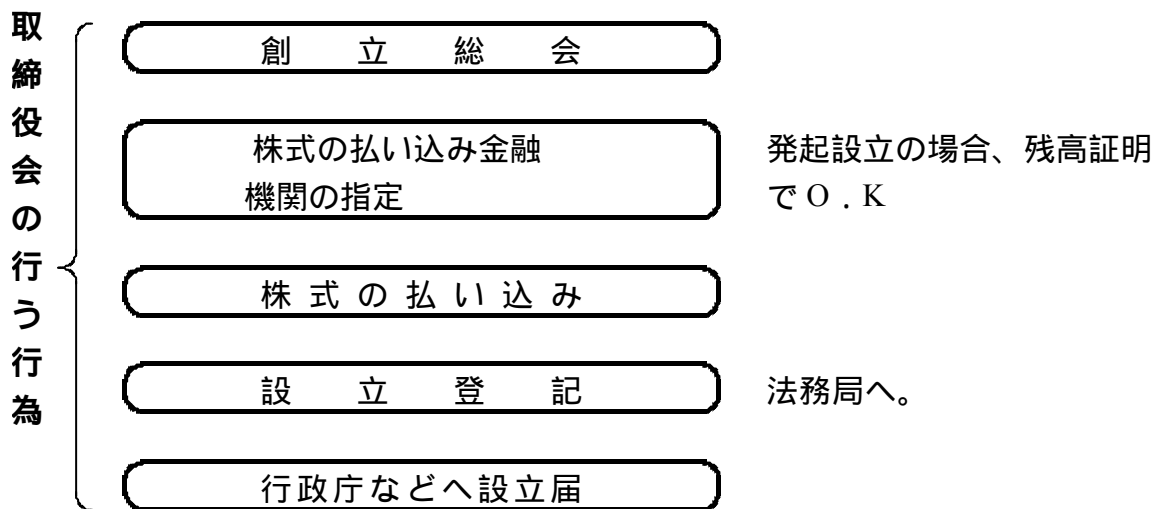
（署名又は記名押印のこと。）

(2) 株式会社(発起設立)

設立までのフロー



==== 発起人から取締役へ設立事務の引き渡し =====



税無関係

法人設立届出書等 税務署、府、市町村へ。

社会保険関係

労働基準監督署、公共職業安定所、社会保険事務局へ。

参考 1 株式会社定款例 [様式例]

- (絶)は絶対的記載事項
(相)は相対的記載事項
(任)は任意記載事項

定 款

第1章 総則

(商号)注1

(絶)第1条 当社は、・・・・・株式会社と称する。

(目的)注2

(絶)第2条 当社は、次の事項を営むことを目的とする。

1. (農畜産物)の生産販売
2. (農畜産物)を原材料とする (食料品)の製造販売
3. (農畜産物)の貯蔵、運搬及び販売
4. (農業生産に必要な資材)の製造販売
5. 農作業の受託
- 6.
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)注3

(絶)第3条 当社は、本店を・・・・・に置く。

(公告の方法)注4

(任)第4条 当社の公告は、・・・・・に掲載して行う。

(注1) 商号 絶対的記載事項

商号とは、商人がその営業上自己を表示するために用いる名称のことをいいます。

商号の選定は、原則として自由です(会社法16条)ただ、実際、どのような商号を用いるかは、その企業のイメージに関連して重要な意味を有するので、十分な吟味が必要です。

なお、会社その種類に従って、商号中に株式・合名・合資・合同会社という文字を用いなければなりません

(同6条2項)また、他人が登記した商号と同一であり、その営業所の所在場所も同一であるときは、その商号を用いることはできません(商業登記法27条)

(注2) 目的 絶対的記載事項

会社がどのような事項を事業内容とするかは、「会社の目的」に表されています。会社の目的は、定款の記載事項であり、会社設立の登記事項でもあります。

会社の目的の定めるにあたっては、次のことが必要になります。

法令に違反するような内容を目的とすることはできません。

営利性のある事業を目的とします。

目的として記載されている事項が一般人からみてわかることが必要です。

なお、農業生産法人の場合には、上記定款の記載例のように主たる事業が農業(関連事業を含む)でなければなりません。

(注3) 本店の所在地 絶対的記載事項

本店の所在地とは、会社の主たる営業所の所在場所を含む独立最小の行政区画(市町村。東京都及び政令指定都市では区)のことをいいます。具体的な所在場所は登記事項です。(会社法911条3項3号)が、定款の記載事項ではありませんので、定款の記載としては「当社の本店は、 県 郡におく」と最小独立の行政区画のみ記載している場合が多いようです。

(注4) 広告の方法

株主やその他の利害関係人に対して、株式会社が株式の併合や募集株式の発行事項など一定の事項を知らせることがあります。その方法を定款に定めることができます(任意的記載事項)

会社法では、官報に掲載する方法 時事に関する事項を掲載する日刊新聞に掲載する方法 電子公告のいずれかの方法をとることができるとしています。そして、定款に定めがない会社については、官報に掲載する方法を広告の方法とすることになります。

第2章 株式

- (発行可能株式総数)注1
(絶)第5条 当社の発行可能株式総数は、・・・株とする。
(株券の不発行)注2
(任)第6条 当社は、株式に係る株券を発行しない。
(株式の譲渡制限)注3
(相)第7条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。
(相続人等に対する株式の売渡し請求)注4
(相)第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。
(基準日)注5
(任)第9条 当社では、毎年 月 日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定する必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

- (注1) 発行可能株式総数
会社が将来発行する予定の株式数のことをいいます。必ずしも公証人の認証を得る定款(原始定款)に定めることを要しませんが、会社成立時(設立登記の申請時)までに定款に記載する必要があります。
- (注2) 株券の不発行
従来から中小企業の多くは実際上株券を発行していなかったこと、及び、上場会社においては株券の振替制度の強制が予定されていることなどから、会社法は、株券を発行しないこと(株券不発行)を原則としています。会社法施行後に設立される株式会社は、定款に「株券を発行する」旨の記載を設けなければ、上記記載がなくても株券不発行会社となります。したがって、上記記載は単にそのことを確認しているにすぎません。
- (注3) 株式の譲渡制限
本来株式は、自由に譲渡できるのが原則ですが(会社法127条)株式の譲受けによって好ましくない第三者が株主として経営に関与することがあります。また、農業生産法人として、農地を利用して農業の経営を行う場合には、農地法により、上記の株式の譲渡制限が必要とされています。そこで、定款において、全部の株式の内容として株式の譲渡について会社の承認を必要とする旨の譲渡制限を設けることができます(同107条1項1号・108条1項4号)。
株式譲渡の承認機関については、原則として株主総会(取締役会設置会社においては、取締役会)の決議によらなければならないとされています(同139条1項)ただし、定款で定めれば、例えば取締役会を設置しない会社では、「取締役の決定」とすることができます(同条同項但書)いずれであるかによって、上記定款の下線部分を書き換えます。
- (注4) 相続人等に対する株式の売渡し請求
会社にとって好ましくない者が当該会社の株主にならないようにするという株式の譲渡制限の趣旨は、株式の譲渡の場合に限らず、相続その他の一般承継によって取得した者に対し、会社から当該株式を会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができますとしています(会社法174条)
- (注5) 基準日
会社法では、会社が、一定の日(基準日)を定めて、その基準日に株主名簿に記載又は記録されている株主をその権利を行使することのできる者と定めています(会社法124条1項)。
なお、基準日は、権利行使の日の前3ヵ月以内の日でなければなりません(同条2項)。また、基準日を定めた株式会社は、基準日と行使できる権利内容について定款で定めるか、そうでない場合には2週間前までに公告する必要があります(同条3項)。
上記定款の条項1項は定時株主総会で議決権を行使することのできる株主を定めるために、定款で基準日及び権利内容を定めた場合です。この場合には公告は不要です。
他方、それ以外の場合には、定款の同条項2項によって公告が必要となります。なお、取締役会を設置しない会社であれば、下線部分を「取締役の決定」とします。

第3章 株主総会

- (招集)注1
(任)第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。
(議長)注2
(任)第11条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。
(決議の方法)注3
(相)第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権ある株主の議決権の過半数によってこれを決する。

会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会議事録)注 4

(任)第 13 条 株主総会の議事録については、法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

(注 1) 招集

定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(会社法 296 条 1 項)。臨時株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができます(同条 2 項)。

「一定の時期」とは、基準日から 3 ヶ月以内と解されています。ただ、法人税の申告との関係で「2 ヶ月以内」と定める会社も多いようです。

なお、招集通知は、総会の日から 2 週間前までに発する必要があります(同 299 条 1 項)。ただし、非公開会社では、書面又は電磁的方法による議決権行使を定めた場合を除き、総会の日から 1 週間前までに発すれば足りるとされています(同条同項)。さらに、非公開会社で、取締役会非設置会社については、定款で 1 週間を下回る期間を定めることができます(同条同項)。

また、株主総会の招集地について、従前は「本店の住所地又はこれに隣接する地」以外に招集するには定款に別段の定めが必要でしたが、会社法においてはかかる規定はありません。

(注 2) 議長

株主総会の議長は、定款の定めがないときには、総会において選任します。総会で選任できることは会議体として当然のことであるからです。本記載例のように、定款で定めることも可能です。

(注 3) 決議の方法

上記 1 項は、株主総会の普通決議の際に定足数を排除するための定款の規定です(会社法 309 条 1 項)。同 2 項は、特別決議において定款で定足数を緩和する規定を設ける場合の記載です(同条 2 項)。

(注 4) 株主総会議事録

株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより、議事録を作成しなければなりません(会社法 318 条 1 項)。上記記載は、会社法に定める事項を定款の記載としてあらためて確認する趣旨です。

第 4 章 取締役、取締役会、監査役

(取締役会の設置)注 1

(任)第 14 条 当社は、取締役会を置く。

(監査役を設置)注 2

(相)第 15 条 当社は、監査役を置く。

(取締役の員数)注 3

(相)第 16 条 当社の取締役は 3 名以上とする。

(取締役の選任の方法)注 4

(相)第 17 条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によってこれを選任する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)注 5

(相)第 18 条 取締役の任期は、その選任後 2 年以内、監査役の任期は、その選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)注 6

(任)第 19 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長を 1 名選任し、必要に応じて、会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)注 7

(相)第 20 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)注 8

(相)第 21 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

取締役及び監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)注9

(相)第22条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)注10

(相)第23条 取締役が取締役会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)注11

(相)第24条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役及び監査役の報酬等)注12

(任)第25条 取締役及び監査役の報酬等については、それぞれ株主総会の決議によって定める。

(注1) 取締役会の設置

株式会社は、前述したように定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人または委員会を置くことができます(会社法326条2項)。

また、非公開会社であって監査役会も委員会も置かない会社については、取締役会の設置は強制せず、取締役の員数も1名で足り(同327条1項・331条4項・326条1項)。本記載例は、取締役会を設置する場合の定款の定めですが、設置しない場合は、定款の同条項を削除し、条項を繰り上げます。

(注2) 監査役会の設置

取締役会設置会社(委員会設置会社を除く)は、監査役を置かなければなりません(会社法327条2項)。本記載例は、かかる場合の定款の定めです。もっとも、公開会社でない場合においては、会計参与を置けば、監査役を置く必要はありません(同327条2項但書)。これに対して、取締役会を設置しない会社であれば、監査役の設置は任意です(同法326条2項)。監査役を設置しない場合には、定款の同条項を削除し、条項を繰り上げます。

(注3) 取締役の員数

取締役は必須の機関であり、定款に別段の定めがある場合や取締役会設置会社である場合を除き、会社の業務執行を行います(会社法348条1項)。

取締役会を設置する会社においては、取締役を3名以上おく必要があります(同331条4項)。本定款記載例は、このことを確認する趣旨です。

これに対して、取締役会を設置しない会社については、取締役の人数についての制限はなく、取締役は1名でも足り(同348条2項)。

なお、取締役の人数の上限については会社法に制限はなく、定款で「名以内」と記載することも任意的記載事項として認められます。

(注4) 取締役の選任の方法

取締役は、株主総会の決議によって選任されます(会社法329条1項)。その決議要件は、定款の定めにより、定足数について「3分の1以上の割合」とすることや、表決数について「過半数を上回る割合」とすることができます(同341条)。

本定款記載例は、1項において定足数について緩和する規定を設けたものです。

また、会社法は、株主総会において2人以上の取締役を選任する場合には、定款に別段の定めがあるときを除き、累積投票によることができます(同342条)。

累積投票は、株式1株につき選任すべき取締役の数と同数の議決権が与えられる制度ですが、実際には、多くの会社は、この制度を定款の規定をもって排除しています。本定款記載例の2項は、累積投票制度を排除する旨の規定です。

(注5) 取締役及び監査役の任期

本定款記載例第1項は、会社法に関して取締役及び監査役の任期の原則的なものを定めたものです(会社法332条1項・336条1項)。

取締役の場合にはこれを定款または株主総会の決議によって短縮することが認められています(同332条1項但書)。

また、本定款記載例第2項のように、取締役については、在任の取締役との任期残存期間をそろえる趣旨から、補欠・増員の取締役について定款の定めにより任期を短縮することが行われます(同329条2項・332条1項)。

監査役については、監査役の独立性を保障する趣旨から、補欠監査役の場合を除いて任期の短縮はできません。また、非公開会社における監査役については、定款に定めれば、取締役と同様にその任期を選任後、10年以内とすることもできます。(同336条3項)。

定款記載例第3項は、補欠監査役について定款の定めより、監査役の前任者の任期の残存期間として任期を短縮したものです(同336条3項)。

なお、監査役を設置しないときには、監査役に関する下線部分を削除します。

(注6) 代表取締役及び役員取締役

取締役会非設置会社の場合には、代表取締役を定めることは任意である(会社法349条3項)のに対して、取締役会設置会社では、取締役会の決議によって取締役の中から代表取締役を選定する必要があります(同362条3項)。

また、会社法上は、取締役と代表取締役の区別のみですが、実際は上記のような役員取締役を設けることが一般的です。

これを明確にする意味で定款に記載します。

- (注7) 取締役会の招集
取締役会は、各取締役が招集します。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集します(会社法366条1項)。
本記載例は、取締役会の招集権者を定款で定めるとともに、取締役会の議長についても定めるものです。取締役会を設置しない会社については、上記定款20条から24条は削除して、条項を繰り上げます。
- (注8) 取締役会の招集通知
取締役会を招集する者は、原則として、取締役会の日の1週間前までに、各取締役(監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役)にその通知を発しなればなりません(会社法368条1項)。しかし、機動的な開催を図るために、定款の定めにより、これを下回る期間(例えば3日前)前までに通知を発することができます(同条同項)。
また、取締役(監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役)の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができます(同368条2項)。本記載例第2項は、会社法の定めを確認的に表示するものです。
- (注9) 取締役会の決議方法
本記載例は、取締役会の決議方法について会社法の規定を確認的に表示するものです(会社法369条1項)。定款で定めれば、定足数及び表決数につきこれを加重する要件を定めることができます(同条同項)。
- (注10) 取締役会の決議の省略
取締役会は原則として、会議を開催して決議をなすべきですが、会社法は例外的に一定の要件のもと定款の定めにより、会議を開かずに書面による決議をなすことができるとしています(会社法370条)
- (注11) 取締役会議事録
取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければなりません(議事録が電磁的記録によって作成されているときは、電子署名による)(会社法369条3項・4項)。
本記載例は、会社法の内容を定款において確認的に表示するものです。
- (注12) 取締役及び監査役の報酬等
取締役の報酬等について次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めます(会社法361条1項)。定款において取締役の報酬について定めることはほとんどありません。本定款記載例は、かかる定款の定めがない場合に株主総会の決議による旨の会社法の規定を確認的に表示するものです。
監査役についても、会社法は「定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める」としています(同387条1項)。本記載例は、監査役についてもこれを確認的に表示しています。監査役を置かないときには、下線部分を削除します。

第5章 計算

(事業年度)注1

(任)第26条 当社の事業年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(剰余金の配当)注2

(任)第27条 剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社ははその支払義務を免れるものとする。

(注1) 事業年度

定款に事業年度を必ず記載しなければならないわけではありません。しかし、役員任期や剰余金配当の時期との関連で明確にするために、実際上記記載しているのが一般的です。

(注2) 剰余金の配当

旧商法における「利益配当」は、会社法においては「剰余金の配当」となりました(会社法453条以下)。剰余金の配当を受けるべき者を定めるために、基準日を設けて定款に記載することが一般的です(同124条1項・2項・3項)。

また、剰余金の配当請求は、定款の規定がなければ10年の時効で消滅します(民法167条1項)。しかし、これでは長すぎるので、通常は、定款の規定で期間を短縮しています。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産)注1

(絶)第28条 当社の設立に際して発行する財産の最低額は、金 円とする。

(最初の事業年度)注2

(任)第29条 当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成 月 日までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)注3

(絶)第30条 発起人の住所、氏名および各発起人が引き受けた株式の数は、次のとおりである。

(住所) 東京都文京区

普通株式 100株 (氏名) 甲山一郎

以上・株式会社設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 年 月 日

発起人 印 注4

(注1) 設立の際に出資される財産 絶対的記載事項

「設立に際して出資される財産の価額又はその最低額」は、会社法において定款の絶対的記載事項されています(会社法 27 条 4 号)。なお、最低資本金額制度が廃止されたことにより、「最低額」として記載すべき額には、制限はありません。

(注2) 最初の事業年度

定款の任意的記載事項であり、実際上の便宜から記載される場合が一般的です。

(注3) 発起人の氏名、住所及び引受株数

発起人の氏名又は名称及び住所は、定款の絶対的記載事項です(会社法 27 条 5 号)。

また、会社法において、株式会社の設立に関して発行する株式に関する事項のうち

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

その設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額

設立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額

については、定款にその定めがないとき、発起人の全員の同意で決定します(同 32 条 1 項)。この場合登記申請において別途「発起人全員の同意書」の添付が必要になります。

本定款の記載例は、上記 の定款の定めが記載してあるので、設立の登記の申請に添付する同意書の代わりに援用できます。

これと同様に、上記 につき、定款の附則に次のような定めを記載してあるときは、設立の登記申請の際、その旨記載の「発起人の全員の同意書」の添付は必要ありません。

(設立に際して発行する株式等)

(任) 第 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株 株とし、発起人が全部を引き受ける。

発起人が前項の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、1 株につき金 円とする。

(資本金の額及び準備金の額)

(任) 第 条 当会社の設立時の資本金の額は、設立に際して株主となる者が当会社に払い込んだ金額とする。

又、変態設立事項の一つとして現物出資がなされる場合については、上記定款 30 条 2 項として、次のような記載をします。

(相) 第 30 条

現物出資をする者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割当てる設立時発行株式の数は次のとおりである。

現物出資者の氏名又は名称 (注)

現物出資の財産 社製 4 トントラック

平成 年代

車体番号

その価格 金 万円

割り当てる設立時発行株式の数 株

(注) 会社設立時に現物出資をなすことができるのは、発起人に限られると解されます。

(注4) 発起人の記名押印

発起人の個人の実印を押印します。

参考 2 株式会社登記申請書類 [様式例]

株式会社設立登記申請書

- 1 商号 株式会社 農産
- 1 本店 京都府 郡 町 字 ××番地
(支店 京都府 郡 町 字 ××番地)
(注:支店の所在地で登記申請をするときに記載します)
- 1 登記の事由 平成 年 月 日設立
(注:実質的な手続きの終了の日となります。発起設立の場合には、通例取締役・監査役の調査手続き終了の日、募集設立の場合は、創立総会終了の日となります)
- 1 登記すべき事項 別紙のとおり
(注:別紙(登記用紙)は、登記所から株式会社用のものをもらい、登記事項を記載します)
- 1 課税標準金額 金2,500万円
(注:株式会社の資本金額を記載します)
- 1 登録免許税 金175,000円
(注:課税標準額の1,000分の7ですが、これに満たない場合には15万円となります)
- 1 添付書類
- ア.定款 1通
 - イ.創立総会議事録 1通
 - ウ.株式の引き受けを証する書面
定款の記載を援用する
 - エ.株式払い込み保管証明書 1通
 - オ.役員選任議事録 1通
(注:定款で定めた場合は不要です)
 - カ.代表取締役選任に関する取締役会議録 1通
 - キ.取締役、代表取締役、監査役の就任承諾書 通
 - ク.代表取締役の印鑑証明書 通
 - ケ.委任状 1通
(注:申請者の代表取締役に代わって登記の申請を委任する場合に必要です)
 - (コ.登記簿謄(抄)本 1通)
(注:支店の所在地で登記申請をする場合に記載します)

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

(注:法務局(登記所)に申請書を提出する日付を記載します)

京都府 郡 町 字 ××番地

申請人 株式会社 × 農産

京都府 郡 町 字 ××番地

(注:組織変更により設立された株式会社の代表取締役の住所となります)

代表取締役 ？

(注：組織変更により設立された株式会社の代表取締役の氏名となります。)

代表者本人自ら登記を申請する場合には代表取締役の印(法人登記に届け出る印)を押します。

代理人によって申請をする場合は代表者の印は必要ありません)

県 郡 町 字 ××番地

(注：代理人に委任して登記の申請をする場合にはその代理人の住所を記載します。)

上記代理人 ？

(注：代理人に委任して登記の申請をする場合にはその代理人の印鑑を押します。この場合の印鑑は認め印でも差し支えありません)

地方法務局(支局) 出張所 御中

(注：登記の申請をする法務局(登記所)の名称を記載します)

注：1ページに書ききれない場合は2ページ以上に渡っても差支えがありません。綴り込む場合には必ず割り印を押して下さい。

委 任 状

住所 京都府 郡 町 字 ××番地

氏名

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1. 株式会社 農産の設立登記並びに関係書類交付に関する一切の権限。

平成 年 月 日

本店 京都府 郡 町 字 ××番地

商号 株式会社 農産

住所 京都府 郡 町 字 ××番地

代表取締役(氏名) ？

就 任 承 諾 書

私は平成 年 月 日の貴社 株式会社 農産 において、取締役を選任されたのでその就任を承諾致します。

平成 年 月 日

京都府 郡 町 ×××番地

?

調 査 書

私らは、株式会社 農産の取締役・監査役に選任されたので、商法第173条ノ2に規定する事項について調査したところ、その結果は下記のとおりであり、法令もしくは定款に違反し、または不当な事項は認められません。

記

1. 会社の設立に際して発行する株式の総数（ 株）は、平成 年 月 日までに発起人により引受があったことを認める。
2. 会社の設立に際して発行する株式の総数（ 株）につき、平成 年 月 日までに、その発行価額の金額（ , 円）の払い込みがあったことは、 農業協同組合の払込保管証明書により認めることができる。

なお、発起人が受けるべき特別の利益、会社成立後に譲り受けることを約した財産、会社の負担に帰すべき設立費用などの定めはない。

以上、商法の規定にしたがい調査しました。

平成 年 月 日

株式会社 農産

取締役	?
	(実印)
取締役	?
	(実印)
取締役	?
	(実印)
取締役	?
	(実印)

株式払込金保管証明書

保管金額 (払込期日現在)	¥ 2 5 , 0 0 0 , 0 0 0 (払込期日 平成 年 月 日)
株式の発行会社名	株式会社 農産
払 込 株 数	5 0 0 株
1 株の払込金額	5 万円 (1 株の発行金額 5 万円)
適 用	

当農業協同組合は、株式払込取扱場所として株式の払込事務を取り扱い、上記のとおり、その払込金を保管していることを証明します。

平成 年 月 日

	所 在 地	京都府	郡	町	× × × 番地
証明者	金融機関名・店名				支店
	代 表 者	支 店 長			?

注 1 : この証明書は、払込期日以降(当日を含む)の日をもって2通(会社用、登記用、)を作成し、発行会社に交付する。

注 2 : 「株主割当」、「一般公募」、「失権株公募」ごとにこの証明書を作成し、その旨摘要欄に記入する。「会社設立」等の場合も同様とする。

農業法人の税務と労務

1. 農業法人の税務

農業法人の設立に伴い、税務上の扱いも変わります。

本マニュアルでは主な変更点である法人の所得にかかる税及び留意が必要な消費税について説明します。

なお、税務においては様々な特例措置等が設けられております。法人の経営内容により有利・不利がありますので、税理士等専門家と相談しながら有利な税務申告をしていただくことが大事です。

(1) 法人の所得にかかる税金

法人の所得にかかる税金は、(1)法人税(国税)、(2)法人事業税(府税)、(3)法人住民税(府民税(府税)、市町村民税(市町村税))の3種類あります。

法人税

法人税にはア各事業年度の所得に対する法人税、イ退職年金等積立金に対する法人税、ウ清算所得に対する法人税がありますが、ここではアの「各事業年度の所得に対する法人税」について説明します。

ア 納税義務者 法人

イ 課税標準(課税計算の元となる金額)

$$\text{課税所得金額} = \text{決算利益} + \text{加算} - \text{減算}$$

(税引後) (損金不算入額+益金算入額) (損金算入額+益金不算入額)

ウ 税率 資本金1億円超の法人・・・30%
資本金1億円以下の法人 $\left\{ \begin{array}{l} \text{所得が年800万円を超える分}・・・30\% \\ \text{所得が年800万円以下の分}・・・22\% \end{array} \right.$
協同組合等に該当する農事組合法人・・・22%

エ 法人税額の計算

$$\text{法人税額} = \text{課税所得金額} \times \text{税率}$$

ただし、これ以外にも特別に加算される税額や控除される税額があります。

オ 留意事項

これら以外に、下記の点に留意が必要です。

(ア)固定資産の減価償却

建物、機械、装置等の取得原価を、その使用される年数に渡って費用配分すること。これらは長期間にわたり収益を生み出す源泉なので、取得費を取得の年度に一括して計上するのではなく、資産が減価するのに応じて徐々に費用化することが必要とのことから設けられており、取得価額の計算方法、償却の方法等税法上詳細な規定があります。

(イ)特別償却

各種の政策的配慮に基づき、普通償却限度額を超えて一定の償却を認めるもの

a 特別償却 初年度において、取得価額の一定割合に相当する金額を、普通償却限度額の他に損金算入できます。

b 割増償却 各事業年度において、普通償却限度額の一定割合に相当する金額を、普通償却限度額の他に損金算入できます。

(ウ)繰延資産の償却

繰延資産とは法人が支出する費用のうちその効果が支出の日から1年以上に及ぶもの（開発費、試験研究費）のことで、一定限度額まで償却が認められるものと均等償却すべきものがあります。

(エ)圧縮記帳

圧縮記帳とは、補助金等により取得した資産について、一定額までその帳簿価額を減額（圧縮）し、減額した金額に相当する金額を損金に算入する制度です。

(オ)引当金

引当金とは、将来の支出または損失であっても、それが当期の収益を生み出すのに役立っているときには、当期の損金に参入することができる制度です。

(カ)準備金

特定の政策目的から、将来の支出等のために一定限度内の積立額の損金算入を認めるものです。

法人事業税

ア 納税義務者 法人税とほぼ同じ

ただし農業生産法人である農事組合法人が行う農業については法人事業税は非課税。

イ 課税標準 法人税とほぼ同じ

「損金の額に算入した所得税額」について、法人事業税では損金不算入となるなど法人税と一部異なる点がありますのでご注意ください。

ウ 税率 所得が年800万円を超える分 9.6%
所得が年400万円超800万円以下の分 7.3%
所得が年400万円以下の分 5%

法人住民税

ア 納税義務者 法人税とほぼ同じ

イ 課税の元となる金額 法人税額

ウ 税率

(ア)均等割

資本等の金額	従業者数	府民税	市町村民税
50億円超	50人超	80万円	300万円
	50人以下		41万円
10億円超 50億円以下	50人超	54万円	175万円
	50人以下		41万円
1億円超 10億円以下	50人超	13万円	40万円
	50人以下		16万円
1千万円超 1億円以下	50人超	5万円	15万円
	50人以下		13万円
1千万円以下	50人超	2万円	12万円
	50人以下		5万円
非出資法人	-	2万円	5万円

法人住民税均等割り部分については、法人の所得に関わらず毎年必ず納付が必要となります。

(イ)法人税割

法人府民税 5% 法人市町村民税 12.3%

(2) 消費税

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務があります。

納税義務者 国内において課税資産の譲渡等を行った全ての事業者。

課税対象 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税が課されます。

「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸し付け並びに役務の提供を言います。

課税標準 課税資産の譲渡等の対価の額。

仕入税額控除等 課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額を控除できます。

税率 5%（うち1%は地方消費税）

ただし、以下の場合、消費税が課税されません。

ア 小規模事業者

課税期間に係る基準期間における課税売上高が1千万円以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務が免除されます。

小規模事業者であるかどうかの判断は、課税年度の2年度前（基準期間）の課税売上高が1千万円を超えているかどうかで判断されます。

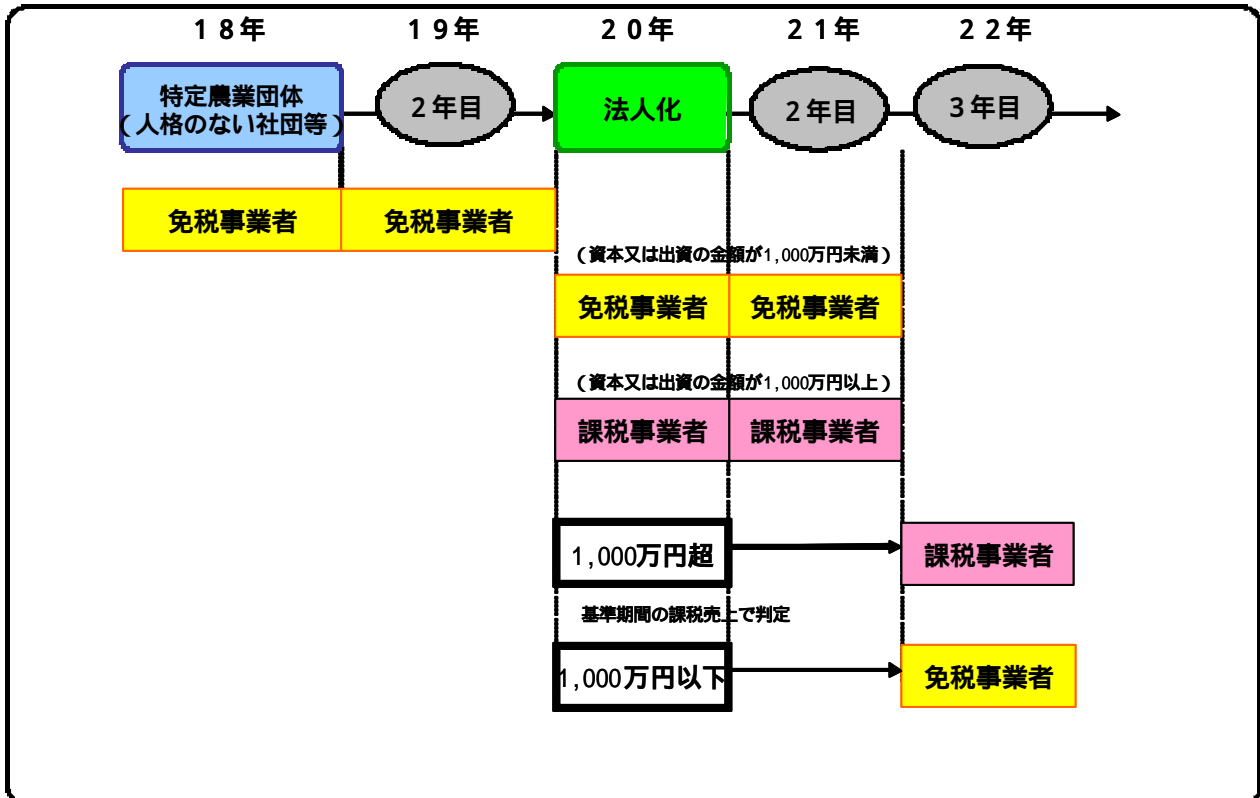
イ 法人設立後2年以内の場合

法人（資本金1千万未満のものに限る。）設立から2年間は課税期間に対する基準期間が存在しないため、納税義務は免除されます。

下の図のように、平成18年に特定農業団体等が設立され、平成20年に法人設立された場合、特定農業団体等の設立から2年間と、法人設立から2年間については、消費税の納税義務は免除されます。

事業年度の設定の仕方により課税が発生するケースがあるので、ご注意下さい。

(図) 法人の設立年度と消費税免税事業者の関係



(3) 法人化に伴う税務

既存の集落営農組織、特定農業団体等から法人化する場合、課税関係が発生することがあります。なお、既存の組織が任意組合（民法上の組合）であるか人格のない社団であるかにより課税内容が異なりますので、ご注意ください。

なお、任意組合については、費用を共同負担し、共同作業をし、収益を分配するなど農業者の単なる集合体である組織であり、組織の各構成員個人に対し課税されます。それ以外の組織については、人格のない社団となります。こちらについては法人に準じるものとして組織に対し課税されます。

任意組合の解散に関する課税

ア 譲渡所得への課税

任意組合の廃止に伴って、組織が保有する固定資産を譲渡する場合、原則として時価で譲渡することとなります。譲渡所得は構成員の共有持分で按分されて個人の譲渡所得となります。また、この場合、土地建物を除き50万円の特別控除について各構成員に適用されます。

また、時価を下回る金額（または無償）で譲渡した場合、譲渡先の法人に対して法人税が課税されるほか、時価の1/2未満の金額で譲渡した場合など、各構成員に対しても課税されることがあります。

なお、現実的には任意組合は解散しないで継続させ、資産を法人に減価償却費相当額で貸し付けて、借入金の返済が終了した段階で任意組合を解散するという手法もあります。

イ 消費税の課税

消費税についても同様で、譲渡収入についても消費税の課税売上げとなりますので、共有持分で按分し、個人の消費税として課税されます。

人格のない社団の解散に関する課税

ア 清算所得等の非課税

人格のない社団が解散した場合、その清算所得については法人税が課税されません。

イ 消費税の課税

人格のない社団が消費税課税事業者である場合（前々事業年度の消費税課税売上げが1千万円を超える場合）組織所有の資産等を法人に譲渡すると、譲渡収入について当該組織の課税売上げとして、消費税が課税されます。

資産の内容にもよりますが、高額な課税となるケースもありますので、任意組合の時と同じように旧集落営農組織を存続させ、資産を法人に貸し付ける手法もあります。この場合、任意組合の場合と異なり、無償または減価償却費よりも低額で貸し付けても税務上影響はありません。

ウ 構成員に対する精算分配金への課税

また、人格のない社団が解散した場合、清算所得と負債を相殺して、なお残余財産がある場合、通常構成員の間で出資割合に応じて精算分配金として分配することとなります。各構成員に分配された精算分配金については、各構成員の所得として所得税の課税対象となります。

課税対象となる金額 = (精算分配金額 - 出資金額 - 特別控除(50万円限度)) ÷ 2 相当
構成員の他の所得と合算して総合課税

(4) 農業法人に対する税制の特例

農事組合法人に対する特例

ア 加入金の益金不算入

新たに組合員となる者から徴収した加入金は、益金に算入されません。

イ 登録免許税の免除

農事組合法人の登記（設立、解散、変更等）時の登録免許税は免除されます。

ウ 印紙税の特例

農事組合法人の発行する出資証券の印紙税は、非課税となっています。

また、農事組合法人と構成員との受取書についても、非課税となります。

エ 不動産取得税の控除

農業近代化資金や農林漁業金融公庫の融資などを受けて取得した共同利用施設について、家屋の価額から、価額に借入金の割合を乗じて得た額が控除されることがあります。

オ 法人事業税の非課税

農事組合法人であつ農業生産法人である法人が行う農業については、法人事業税は非課税とされており、（法人税、法人住民税は課税されます。）

協同組合等に対する特例

農事組合法人の中でも、事業に従事する組合員に対し給与を支給しない法人は「協同組合等」として、特別の扱いがあります。

「事業に従事する組合員に対し給与を支給しない」とは、一般の給料、賃金、賞与等の支払いではなく、出役に対して配当として支払う方式（従事分量配当）をとるもので、の特例に加えて以下の特例措置を受けることができます。

ア 法人税率の軽減

普通法人の場合、資本金1億以上の法人は税率が30%、資本金1億未満の法人は800万円以下の所得について22%、800万円を超える所得については30%とされておりますが、協同組合等については一律22%の税率が適用されます。

イ 従事分量配当等の損金算入

協同組合等に該当する法人が従事分量等に応じてした配当金額は、法人の所得計算上、損金に算入されます。

この場合でも、通常の配当金については課税対象所得となります。

給与を支給する法人は、従事分量配当等を行った場合でも課税対象となりますので、注意が必要です。

ウ 清算所得に対する軽減税率

法人を解散した場合の清算所得に対する税率は普通法人の場合27.1%ですが、協同組合等の場合は、20.5%に軽減されます。

エ 法人事業税の軽減税率

協同組合等に該当する法人については、下表のとおり法人事業税の税率が軽減されます。

法人事業税の税率

区分	年所得のうち		
	400万円以下	400～800万円	800万円超
普通法人	5.0%	7.3%	9.6%
協同組合等	5.0%	6.6%	6.6%

2 農業法人の労務・社会保険

農業経営の拡大に伴い、従業員を雇う等の対応が必要となってきます。

任意の組織の場合などでは組織と従業員の労働関係が曖昧になっていることもあるかと思いますが、他の中小企業と同じように労働基準法その他労働関係の法令や、社会保険等の諸制度を守る、あるいは活用することが重要です。

農業法人の設立を機に、法人の労務関係をもう一度見直しましょう。

(1) 農業法人の労務

雇用契約

同居親族や家事使用人は除いて、1人でも人を雇うと労働基準法の適用対象となります。パートタイム労働者でも基本は同じです。

また、人を雇うことは1つの契約であり、労働契約を締結することが第一歩となります。労働契約については、使用者が明示しなければならない労働条件が13項目あり、このうち5項目は文書で明示しなければなりません。

雇用者が明示すべき事項

ア労働契約の期間

イ就業の場所、従事すべき業務

ウ始業、終業の時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇 等

エ賃金の決定、計算、支払方法 等

オ退職

カ退職手当 キ臨時賃金や賞与関係 ク労働者に負担させるべき作業用品等

ケ安全・衛生関係 コ職業訓練 サ災害補償関係 シ表彰、制裁 ス休職

明
記
が
必
要

就業規則

常時10人以上の労働者を使用する場合は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。

就業規則は労務面からみた「職場のルール」であり、労働条件と 服務規律が2本の柱となっています。

このうち 労働条件に関しては、労働基準法その他の法令に則したものでなければならず、規則の規定が法令の基準を下回ることがあってはなりません。ただし、農業においては労働基準法の労働時間、休憩、休日に関する諸規定の適用はありませんので、他業種のような「1日8時間、1週40時間」といった扱いはありません。

農繁期、農閑期等を考慮した柔軟な労働時間の枠組みを定め、被雇用者の労働条件を明確にする意味でも、就業規則の作成が重要となります。

法人新設に際し必要となる手続き

ア 従業員を1人でも雇い入れる場合に必要となる手続き

- ・労働基準監督署へ「適用事業報告」を提出
- ・従業員に対する労働条件の明示

イ 従業員を10人以上雇い入れる場合に必要となる手続き

- ・「就業規則」を作成し、従業員代表者に意見を聞く
- ・就業規則と上記「意見書」を、労働基準監督署に届出

契約社員

契約社員とは、特定の職務に従事させるために一般的には3年以内の雇用期間を定めて雇用する者のことです。契約社員を雇用する際にも、必ず契約書を締結し、本人の署名、押印を得ておくことが必要です。

また、通常正社員と待遇が異なる事が多いと思われませんが、正社員と待遇が異なる部分について契約書に明記しておかなければなりません。

併せて、就業規則において契約社員特有の取扱いについて定めるか、契約社員用の就業規則を定める必要があります。

(そうしなかった場合、契約社員の契約内容が就業規則の水準に達しない部分は無効となり、就業規則の適用を受けることとなります。)

(2) 農業法人の社会保険

個人農業者の場合も、社会保険等に関わっておりますが、農業法人の場合は適用される保険の種類が異なるほか、従業員のある場合は事業主として従業員に関する保険についても、一定責任が出てきます。

社会保険制度は大きく分けて「社会保険」と「労働保険」があります。

(詳細はP.77の別表1参照)

社会保険

以前は農林水産業においては健康保険や厚生年金は任意加入でしたが、昭和63年4月から1人でも従業員を使用する法人は強制加入の対象となっております。この場合の従業員というのは、臨時又は季節的に雇用される者は含みません。また、経営者が出資するだけでなく、法人の労働に従事する場合は、労務を法人に提供し報酬を得ていることから、社会保険の対象者とされ、健康保険、厚生年金保険に加入することとなります。

ア 健康保険

健康保険は、労災保険(P.78)が業務上のけが等を対象としているのに対し、それ以外の病気やけが、お産、死亡等に対して給付を行う制度です。

病気等の場合自己負担3割(3歳未満の乳幼児2割)で必要な治療が受けられます。

保険料月額：標準報酬月額の1,000分の82(賞与含む。)

負担割合：事業主と被保険者で折半

申請・相談窓口：社会保険事務所

イ 年金

農業法人に関係する年金には、以下の3つがあります。

(ア)厚生年金 民間企業の常時雇用者が対象となります。

(イ)農業者年金 事業分量配当制をとっていて、厚生年金保険の適用を受けていない農業生産法人の構成員で、一定の要件を満たす者が加入できます。

(ウ)国民年金 構成員が法人から賃金ではなく従事分量配当を受けている場合、法人からの収入に関する限り、国民年金にしか加入できません。

別表1 社会保険の種類

	制 度	被 保 険 者	保 険 者	給付事由	相談窓口
障 害 保 険	健康保険	健康保険の適用事業所で働く者。	厚生労働省(社会保険庁)、健康保険組合。	業務外の病気・けが、お産、死亡。	社会保険事務所
	日雇特例被保険者	健康保険の適用事業所で働く日雇い労働者	社会保険庁		
	国民健康保険	健康保険・船員保険・共済組合などに加入している勤労者以外の一般住民。	市町村	病気・けが、お産、死亡。	市町村役場
	その他	略	略	略	略
年 金 保 険	厚生年金保険	健康保険の適用事業所で働く民間会社の勤労者。	社会保険庁	老齢、障害、死亡。	社会保険事務所
	国民年金	一般地域住民(第1号被保険者) 被用者年金の被保険者(第2号被保険者)とその被扶養配偶者(第3号被保険者)。	社会保険庁		社会保険事務所 市町村役場
労 働 保 険	労災保険	原則としてすべての事業が適用をうけ、そこに働くすべての労働者が給付の対象。	厚生労働省	業務上・通勤途上の病気・けが、障害、死亡。	労働基準監督署
	雇用保険	原則としてすべての事業が適用をうけ、その従業員が被保険者となる。		失業、雇用の継続が困難となる事由。	公共職業安定所
介 護 保 険	介護保険	市町村に住所を有する65歳以上の者(第1号被保険者)。 市町村に住所を有する40～64歳の医療保険加入者。	市町村	要介護、要支援。	市町村役場

ゴシック部分が農業法人に適用される社会保険制度。
 農業者年金については、別途記載。

労働保険

ア 労災保険

労災保険制度は、労働者を対象に業務中や通勤中の負傷、疾病、障害、死亡について保険給付する制度です。

事業主が、1人でも雇用者を雇った場合、加入が義務付けられています。

この制度では医療機関での治療だけでなく、休業に対しての「休業補償給付」、障害、後遺症に対しての年金や特別支給金の支給、遺族補償等の給付があります。

また、法人の役員等も農作業等に従事することもありますので、下記の方法により特別加入（任意）することができます。

(ア) 厚生労働大臣が定めた特定の農業機械を使う人（指定農業機械使用者）がその機械を使っての作業中の事故について補償するもの

(イ) 厚生労働省令で定める特定の作業に従事する人が、その作業中の事故について補償するもの

(ウ) 中小事業主（常時300人以下の事業を行う事業主）を対象とするもので、農業法人の場合は法人の役員や家族従事者が加入できます。

イ 雇用保険

雇用保険制度は、労働者が失業した場合に必要な給付を行って、労働者の生活安定を図る制度です。

雇用者については強制適用となりますが、制度の趣旨から労災保険の特別加入のような農業法人の役員等、人を雇う立場の人は加入できません。

保 険 料：年間支払い賃金総額の1,000分の19.5

（事業主1,000分の11.5、被保険者1,000分の8の割合で負担）

ウ 小規模企業共済

中小企業（常時雇用する従業員が20人以下）の事業主、役員のための退職金制度です。

掛け金は月1,000円～70,000円で選択が可能です。また、掛け金については他の社会保険料と同じく全額所得控除の対象となります。

（詳細はP.80）

エ 社団法人日本農業法人協会の傷害保険制度

協会会員である農業法人等の従業員等（経営者、パート含む。）が農業関連業務に従事しているときの不慮の事故による傷害による入院・通院、死亡等に対し保険金を支給する制度です。

設立に際し必要となる手続き

ア 社会保険関係

- ・ 事業所開設後5日以内に所轄の社会保険事務所に「健康保険・厚生年金保険新規適用届」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

従業員に扶養家族がいる場合、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」に「被扶養者届」の添付が必要となるので、各従業者に記載させる必要があります。

イ 労働保険関係

- ・ 人を使用して事業を開始してから10日以内に、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所に「保険関係成立届」を提出する必要があります。
- ・ 雇用保険の適用事業所を設置したときは、10日以内に所轄の公共職業安定所に「適用事業所設置届」を提出する必要があります。

- ・雇用保険の被保険者を雇用したときには、所轄の公共職業安定所に「雇用保険被保険者資格取得届」を雇い入れた月の翌月の10日までに提出する必要があります。
- ・保険関係成立日から50日以内に所轄の労働基準監督署・公共職業安定所に「概算保険料申告書」を提出し、保険料を納付しなければなりません。

【社会保険制度の概要】

		個人 又は任意組合	農事組合法人		有限会社 株式会社
			従事、利用分量の配当	確定賃金の支給	
医療 保険	事業主 従業員	国民健康保険 (強制適用)		健康保険 (強制適用)	
年金 保険	事業主 従業員	国民年金 (強制適用)		厚生年金 (強制適用)	
		農業者年金 (任意)			
労災 保険	事業主	特別加入 (任意)			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	従業員1人以上 (強制適用)		
雇用 保険	事業主	適用なし			
	従業員	従業員5人以上(強制) 従業員5人未満(任意)	従業員1人以上 (強制適用)		
退職金制度		小規模企業共済、中小企業退職金共済			

参考 1 小規模企業共済制度の概要

1. 趣旨

小規模企業共済法に基づき昭和40年に発足

小規模企業者の廃業等の事態に備えるための共済制度

小規模企業者の拠出した掛け金を基に、(独)中小企業基盤整備機構が運営
在籍者数128万人(うち農業者0.4万人) < H16.3末 >

2. 加入資格

常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の

- ・個人事業者
- ・会社、企業組合、協業組合の役員

【加入対象者の追加】

常時使用する従業員の数が20人以下の農業の経営を行う農事組合法人の役員

3. 掛金

月額 1,000円～70,000円(500円きざみで自由に選択)

4. 共済金等

加入後6ヶ月以降に受領が可能

共済金等を受領できる事由

- ・個人事業の廃止、会社等の解散
- ・役員(農業者)の疾病、負傷又は死亡、老齢給付(65才以上で納付期間15年以上)
- ・任意退職、配偶者又は子に事業の全部を譲渡
- ・任意解約 など

5. 税制上の取扱い

【掛金】 全額所得控除扱い

【共済金】 退職所得扱い(任意解約等は一時所得扱い)、分割共済金は公的年金等の雑所得扱い

6. その他

【分割支給】 共済金については、「一括支給」、「分割支給」、「一括支給/分割支給併用」が可能(一定の要件が必要)

【貸付制度】 加入者は、納付額の範囲内で事業資金の貸付を受けることが可能

参考 2 就業規則(例)

第1章 総 則

(目的)

第1条

1. この規則は、株式会社、農産(以下、「会社」という。)の社員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。
2. この規則の定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

(規則の順守)

第2条 会社及び社員は、ともにこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

(社員の定義)

第3条 この規則において社員とは、第3章の採用に関する手続きを経て会社に採用された者及び第40条第3項により引き続き雇用された者をいう。

(適用範囲)

第4条

1. この規則は、会社の社員に適用する。
2. パートタイマー、アルバイト及び臨時雇用者については、別に定めるところによる。

第2章 服 務 規 律

(服務の基本原則)

第5条 社員は、服務に当たり、次に掲げる基本原則を尊重し、実行しなければならない。

1. 相互に人格を尊重し、礼儀を重んじること。
2. 時間を厳守し、業務の迅速・確実な処理に努めること。
3. 仕事の能率と質の向上をめざし、常に創意工夫、改善に努めること。
4. 会社の建物、設備、備品を大切に扱うとともに、材料、動力、燃料、その他消耗品等の無駄使いをしないこと。
5. 業務の正常な運営を図るため、会社の指示・命令を守り、誠実に職責を遂行するとともに職場の秩序の保持に努めること。

(服務の心得)

第6条 社員は、職場の秩序を保持するため、次の事項を守らなければならない。

1. 会社の名誉・信用を傷つける行為をしないこと。
2. 会社、取引先等の機密を漏らさないこと。
3. 勤務時間中に、みだりに職場を離れないこと。やむを得ず職場を離れる場合は、その理由を述べて責任者の許可を得ること。
4. 酒気を帯びて就業しないこと。
5. 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品などを使用しないこと。
6. 職務を利用し、他より不当に金品を借用し、贈与を受けるなど、不正な行為を行わないこと。
7. 許可なく他人に雇われないこと。また、自ら事業を行わないこと。
8. 会社内で、許可なく政治活動又は宗教活動を行わないこと。

第3章 人 事

第1節 採用

(採用)

第7条 会社は、入社を希望するものの中から、採用試験に合格し、所定の手続きを経た者を社員として採用する。

(採用試験)

第8条

1. 採用試験は、入社希望者に対して、次の書類の提出を求め、筆記試験及び面接選考を行い、その成績並びに社員としての適合性の順位により合格者を決める。ただし、都合により、書類の提出を一部免除し、又は筆記試験を省略することがある。

履歴書

健康診断書

学校卒業証明書又は見込み証明書

その他会社が必要とする書類

2. 会社は必要と認める場合は、病院を指定のうえ、改めて健康診断を求めることがある。

(採用者提出書類)

第9条 前条の採用試験に合格し、新たに社員として採用された者は、採用後10日以内に次の書類を提出しなければならない。

誓約書(会社指定のもの)

住民票記載事項証明書

世帯家族届及び通勤届(会社指定のもの)

前職のあったものについては、年金手帳及び雇用保険被保険者証

入社年に給与所得のあった者については源泉徴収票

その他会社が必要とする書類

(記載事項異動届)

第10条 社員は前条に定める提出書類の記載事項に異動が生じた場合は、遅滞なく会社に届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第11条 会社は、社員の採用に際し、この規則を提示して労働条件の説明を行い、雇用契約を締結するものとする。

(試用期間)

第12条

1. 新たに社員として採用された者は、入社の日より3か月間を試用期間とする。

2. 会社は、前項の試用期間の途中において、あるいは終了の際、本人の知識・技能・勤務態度・健康状態等を統合し、本人が社員として不適格と認められた場合は解雇する。ただし、入社後14日を経過した者については、第44条第1項の手続きによって行う。

(試用期間を設けない特例)

第13条 会社は、特に認められた者については、試用期間を設けずに社員とすることができる。

第2節 異動

(異動・出向)

第14条

1. 会社は、社員に対して、業務の都合又は社員の健康状態により必要ある場合は、社員の就労の場所又は従事する業務を変更することがある。

2. 会社は、業務の都合により社員に対し関連企業への出向を命ずることがある。この場合は、出向する社員の了解を得て行う。

第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩時間)

第15条

1. 労働時間は、1週40時間、1日8時間を原則とする。
2. 始業及び就業の時刻は、次のとおりとする。
始業時刻 午前8時30分
終業時刻 午後5時30分
3. 休憩時間は、正午から午後1時までとし、自由に利用することができる。
4. 前2項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業及び終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。

(休日)

第16条

1. 休日は次のとおりとする。
日曜日及び土曜日
国民の祝日その他「国民の祝日に関する法律」第3条の休日
年末年始(12月29日から1月3日)
2. 業務の都合により必要やむを得ない場合には、社員の全部又は一部について、あらかじめ前項の休日を他の日と振り替えることがある。ただし、休日は、4週間を通じて4日を下らないものとする。

(時間外・休日労働)

第17条

1. 業務の都合により、第15条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。
2. 満18歳未満の者については、第1項による時間外又は休日に労働させることはない。

(出退勤手続き)

第18条 社員は、出退勤に当たっては、出退勤時刻を各自のタイムカードに記録しなければならない。

(遅刻、早退、欠勤等)

第19条

1. 社員が遅刻・早退・欠勤又は勤務時間中に私用外出するときは、あらかじめ上司に届け出て許可を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に許可を得ることができなかった場合には、事後速やかに届け出て承認を得るものとする。
2. 傷病のため欠勤が引き続き7日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第5章 休暇等

(年次有給休暇)

第20条

1. 社員の年次有給休暇については、次の基準による。
6か月間継続勤務し、総就労日の8割以上出勤した者に対しては、10労働日の有給休暇を与える。
1年6か月以上継続勤務した社員に対しては、6か月を超えて継続勤務した日から起算した継続勤務年数1年(当該社員が総就労日の8割以上出勤した1年に限る。)ごとに、前号の日数に1労働日(3年6か月以降は2労働日)を加算した有給休暇を付与する。ただし、1年度に与える休暇日数は、20日をもって限度とする。
2. 社員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、あらかじめ期日を指定して届け出て、会社の確認を得るものとする。ただし、会社は事業の正常な運営に支障があるときは、社員の指定した期日の変更を命ずることがある。
3. 前項の規定にかかわらず、社員の過半数を代表する者との書面協定により、各社員の有する年次休暇のうち5日を超える日数について、あらかじめ期日を指定して与えることがある。
4. 当該年度の年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残日数は

翌年度に限り繰り越すことができる。

(産前産後の休業)

第 21 条

1. 6 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)以内に出産する予定の女性社員は、その請求によって休業することができる。
2. 産後 8 週間を経過しない女性社員は就業させない。ただし、産後 6 週間を経過した女性社員から請求があった場合には、医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。

(育児時間等)

第 22 条

1. 生後 1 年未満の生児を育てる女性社員から請求のあったときは、休憩時間のほか 1 日について 2 回、1 回について 30 分の育児時間を与える。
2. 生理日の就業が著しく困難な女性社員から請求があったときは必要な期間休暇を与える。

(育児休業)

第 23 条

1. 勤続 1 年以上の者で 1 歳未満の子を養育する社員は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めるところにより、休業することができる。
2. 3 歳未満の子を養育する社員であって育児休業を取得しない者については、請求により、1 日の労働時間を短縮することができる。ただし、短縮する時間は 1 日につき 2 時間を限度とし、その時間については無給とする。
3. 育児休業を取得しようとする社員は、遅くとも 1 か月前までに上司に届け出なければならない。
4. 育児休業の期間中は無給とし、勤続年数に算入しない。ただし、年次有給休暇の発生用件である出勤率を計算する場合には、出勤したものとして取り扱う。

(介護休業)

第 24 条

1. 勤続年数 1 年以上の者で要介護状態にある家族を介護する社員は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の定めるところにより、休業することができる。
2. 要介護状態にある家族を介護する社員であって、介護休業を取得しない者については、請求により 1 日の労働時間を短縮することができる。
ただし、短縮する時間は 1 日について 2 時間を限度とし、その時間については無給とする。
3. 介護休業を取得しようとする社員は、遅くとも 2 週間前までに上司に届け出なければならない。
4. 介護休業の期間中は無給とし、勤続年数に算入しない。ただし、年次有給休暇の出勤率を計算する場合には、出勤したものとして取り扱う。

(慶弔休暇)

第 25 条 社員が次の事由により休暇を申請したときは、次の日数を限度として、慶弔休暇を与える。

本人が結婚したとき。7 日

本人の子が結婚したとき。3 日

妻が出産したとき。1 日

父母、配偶者又は子が死亡したとき。7 日

兄弟姉妹、祖父母又は配偶者の父母が死亡したとき。3 日

孫又は配偶者の祖父母若しくは兄弟姉妹が死亡したとき。2 日

(休職)

第 26 条

1. 社員が次のいずれかに該当したときは、次の期間休職とする。
業務外の傷病又は事故による欠勤が引き続き 2 か月を超えたとき。2 か月

- その他会社が必要があると認めたととき。必要な期間
2. 休職期間中に休職事由が消滅したときは、従前の職務に復帰させる。ただし、従前の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適當な場合には、他の職務に就かせることがある。
 3. 休職期間中の給与は、支給しない。

(出張)

第 27 条

1. 業務の都合により、社員に対し出張を命ずることがある。
2. 社員は出張から帰ったとき、出張の用務について、直ちにその経過及び結果を上司に報告しなければならない。
3. 出張期間中の労働時間の算定が困難な場合は、特に指定しない限り通常の労働時間勤務したもとする。
4. 社員は、別に定める旅費規程に従い、出張に要した旅費を請求することができる。

第 6 章 賃 金

(賃金の構成)

第 28 条 賃金は基本給、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当によって構成する。

(基本給)

第 29 条 基本給は、社員の生活の基礎を保障するという見地、及び、社員の勤務成績、特段の技能・専門性、発揮された職務遂行能力等を総合的に勘案して、各人ごとに会社が決定する。

(通勤手当)

第 30 条 通勤手当は、月額 50,000 円を限度として通勤に要する実績を支給する。

(時間外勤務手当)

第 31 条 時間外勤務手当は、次の算式により支給する。
基本給 ÷ 月平均所定労働時間 × 1.25 × 時間外勤務の時間数

(休日勤務手当)

第 32 条 休日勤務手当は、次の算出により支給する。
基本給 ÷ 月平均所定労働時間 × 1.35 × 休日勤務の時間数

(深夜勤務手当)

第 33 条 深夜勤務手当は、次の算出により支給する。
基本給 ÷ 月平均所定労働時間 × 0.25 × 深夜勤務の時間数

(休暇等の賃金)

第 34 条

1. 年次有給休暇を取得したときは、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2. 慶弔休暇を取得した場合は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
3. 育児時間を取得した場合は、無給とする。
4. 生理日の休暇を取得した場合は、無給とする。
5. 産前産後の女性が休業する期間及び休職中の期間は無給とする。
6. 育児休業・介護休業を取得した期間は無給とする。

(欠勤等の扱い)

第 35 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1 時間当たりの賃金額に当該時間の合計を乗じて得た額を当月分賃金から減額する。

(賃金の計算期間及び支払日)

第 36 条

1. 賃金は、毎月末日に締切り、翌月15日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときは、その前日を支払日とする。
2. 計算期間の途中で入社又は退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

(賃金の支払方法)

第 37 条 賃金は、社員に対し、通貨又は口座振込によりその全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

源泉所得税

住民税

健康保険料及び厚生年金保険料

雇用保険料

社員の過半数を代表する者との書面協定により賃金から控除することとしたもの。

(昇給)

第 38 条 昇給は、毎年4月1日付けで行うものとする。ただし、会社業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を変更し、又は昇給を行わないことがある。

(賞与)

第 39 条

1. 賞与は、毎年2回、支給日に在籍している社員(考課基準日に本採用されていない者は除く。)に対して支給する。ただし、会社業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合には支給しないことがある。
2. 前項の賞与の額は、社員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

第7章 定年、退職及び解雇

(定年)

第 40 条

1. 社員の定年は60歳とし、定年年齢に達した後の給与締切日を退職日とする。
2. 会社は業務の都合により、特に必要があると認めた者については、前項の定めにかかわらず勤務延長することがある。
3. 会社は、定年に達した者で、会社が業務上必要と認めた者には、期間を定めて再雇用することがある。

(退職)

第 41 条 社員が、つぎの各号の一つに該当した場合は退職とし、社員としての身分を失う。

死亡したとき。

本人から退職の申し出があり、所定の手続きを完了した時

前条第1項の定年に達したとき。

期間を定める雇用が満了したとき。

第26条第1項の休職期間が満了しても復職しないとき。

第43条により解雇されたとき。

第55条第2項により懲戒解雇されたとき。

(自己都合退職の手続き)

第 42 条

1. 社員が、自己の都合で退職しようとする場合は、できる限り1か月以前に退職願を提出し、引き継ぎその他の業務に支障をきたさないようにしなければならない。ただし、やむをえない事由により1か月前に退職願を提出できない場合は、少なくとも14日前までにこれを提出し、承認を受けなければならない。
2. 前項により、退職願を提出した者は、会社の承認があるまで従前の業務に従事しなければならない。

(解雇)

- 第 43 条** 会社は、社員が次の各号の一に該当する場合は解雇する。
精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
勤怠不良で改善の見込みがないと認められるとき。
職務遂行能力又は能率が著しく劣り、上達の見込みがないとき。
やむを得ない事業上の都合により解雇の必要を生じたとき。
天災地変その他やむを得ない事由のため事業の継続が不可能になったとき。
第 12 条の試用期間中の者について、社員として不適格と認められるとき。
その他前各号に準ずる事由が生じたとき。

(解雇予告及び解雇予告手当)

- 第 44 条**
1. 会社は、前条により社員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告するか、30 日分の平均賃金を解雇手当として支給する。ただし、予告日数は平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。
2. 前項の場合、次に該当するものは除く。
 日日雇用する者
 2 か月以内の期間を定めて雇用する者
 第 12 条の試用期間中で入社後 14 日以内の者

(退職後の責務)

- 第 45 条**
1. 退職し又は解雇された者は、その在職中に行った自己の責務に属すべき職務に対する責任は免れない。
2. 退職し、解雇された者は、在職中に知り得た機密を他に洩してはならない。

第 8 章 退 職 金

(退職金の支給)

- 第 46 条** 社員が退職し、又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、勤続 3 年未満の者については退職金を支給しない。

(退職金額)

- 第 47 条**
1. 退職金は、退職又は解雇時の基本給に、勤続年数に応じて定めた別表の支給率を乗じて計算した金額とする。
2. 第 26 条第 1 項により休職する期間については、会社都合による場合を除き、前項の勤続年数に通算しない。
3. 第 55 条第 2 項により、懲戒解雇された場合は、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

(退職金の支払時期)

- 第 48 条** 退職金は、支給事由の生じた日から 3 か月以内に支払う。

第 9 章 安全衛生及び災害補償

(順守義務)

- 第 49 条**
1. 会社は、社員の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。
2. 会社は、安全衛生に関する法令、規則及び会社の支持を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(健康診断)

- 第 50 条**
1. 社員に対しては、採用の際及び毎年定期的に、健康診断を行う。
2. 前項の健康診断のほか、法令で定められた有害業務に従事する社員に対しては、特別の項目についての健康診断を行う。

3. 前2項の健康診断の結果必要と認めるときは、一定の期間就業の禁止、就業時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

(安全衛生教育)

第51条 社員に対し、採用の際及び配置換え等により作業内容を変更した際に、その従事する業務に必要な安全衛生教育を行う。

(災害補償)

第52条

1. 社員が業務上の事由若しくは通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労働者災害補償保険法に定める保険給付を受けるものとする。この場合において、会社は必要な助力等を行う。
2. 社員が業務上負傷し、または疾病にかかり休業する場合の最初の3日間については、会社は平均賃金の6割相当額の休業補償を行う。

第10章 表彰及び制裁

(表彰)

第53条

1. 会社は、社員が次に該当するときは、表彰する。
事業の発展に貢献し、又は業務上有益な創意工夫、発見をなしたとき。
10年以上誠実に勤務したとき。
前各号に準ずる篤行又は功労のあったとき。
2. 表彰は、賞品又は賞金の授与等によって行う。

(制裁の種類)

第54条 社員に対する制裁は、その情状に応じ次の区分により行う。

- けん責 始末書を提出させ将来を戒める。
減給 始末書を提出させ減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超え、総額が1賃金支払期間における賃金の10分の1を超えることはない。
出勤停止 始末書を提出させるほか、7日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。
懲戒解雇 即時に解雇する。

(制裁の事由)

第55条

1. 社員が次のいずれかに該当するときは、けん責、減給又は出勤停止に処する。
正当な理由なく無断欠勤3日以上に及ぶとき。
しばしば欠勤、遅刻、早退するなど、勤務に熱心でないとき。
過失により会社に損害を与えたとき。
素行不良で会社内の秩序又は風紀を乱したとき。
その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があったとき。
2. 社員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇に処する。
正当な理由なく無断欠勤7日以上に及び、出勤の督促に応じないとき。
遅刻、早退及び欠勤を繰り返し、数回にわたって注意を受けても改めないとき。
会社内における盗取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、又はこれらの行為が会社外で行われた場合であっても、それが著しく会社の名誉又は信用を傷つけたとき。
故意又は重大な過失により会社に損害を与えたとき。
素行不良で著しく会社内の秩序又は風紀を乱したとき。
重大な経歴を詐称したとき。
その他前号に準ずる重大な行為があったとき。

附 則

(施行期日)

第56条 この規則は平成 年 月 日から施行する。

参 考 资 料

法人化意向アンケート調査

営農組合法人化推進委員会

現在、農業情勢が大きな転換期を迎える中で、営農組合では、法人化を含めた今後の営農組合の方向を検討しています。

今回、この検討を進めていく上での参考とするため、皆さんの考えをお聞かせください。調査票は、平成 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

1. あなたの性別と年齢を教えてください。

性別 男性・女性

年齢 30歳代以下・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代以上

2. 現在、営農組合の法人化を検討していますが、あなたの考えはどうか。

法人化したほうがよい 必要ない わからない

3. 問2で と回答された方に伺います。理由を次の中から2つ以内で選んでください

機械等の積立、欠損繰越が可能

農地の権利取得が可能

対外信用力の向上

制度資金貸付枠の拡大

幅広い人材確保が可能

組織の継続性の向上

その他意見

)

4. 問2で 及び と回答された方に伺います。理由を次の中から2つ以内で選んでください。

メリットが少ない

メリットがはっきりせず判断できない

手続きが面倒

集落の和が維持できるかどうか不安

会計処理が複雑

利用権設定に抵抗感

その他意見

)

5. 法人への参加形態についてお伺いします。 <一つ選択>

法人の構成員になりたい

(注) 構成員になるとは、法人に出資し経営者になることです。

法人の構成員にはならない

農地を法人に貸す(小作に出す)

機械作業を法人に委託する

(この場合、あなたの転作も含めて個別経営を行うこととなります。)

6 .法人が取り組むべき事業について、どのような事業に取り組んだらよいと思いますか。

<複数選択可>

水稲生産のみでよい

新規作物の生産

農産物の直売

農産物加工

その他()

7 . 法人が行う事業への従事はどの程度とお考えですか。 <一つ選択>

農作業に従事はせず、水稲の日常管理も含めて、すべて法人に任せたい

水稲の日常管理程度の従事はしたい

法人が行う水稲以外の複合部門にも従事したい

8 . 営農組合の法人化に対して、意見や質問をご記入してください。

9 . 法人化の検討について、情報や検討して欲しい項目、知りたいこと等があれば記入してください。

10 . その他、ご意見・ご提案があれば記入してください。

参考資料 - 2 [農業生産法人化計画]

農業生産法人化計画書

年 月 日

住所
氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

1 本計画作成日

作成年月日	平成 年 月 日
-------	----------

2 組織の構成員数

構成員数(戸数)	人(戸)
----------	-------

3 農業生産法人となる達成予定日及び予定法人形態等

農業生産法人となる達成予定日	平成 年 月 日
予定法人形態	
予定構成員数	人(うち当該組織の構成員数 人)

4 目標とする農業経営の指標

(1) 経営規模等

目標とする営農類型							
農業 経営 の 規模	作目・部門名	現状			目標(年)		
		作付面積	生産量	作付面積	生産量		
	経営面積合計						
	経営 耕地	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状	目標 (年)	
	組織の構 成員が権 原を有し ている農 地						

農業経営の規模		作目	作業	現状		目標（年）	
	特定作業受託			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
	作業受託						
				換算後			
	その他の関連・付帯事業	事業名	内容	現状		目標（年）	
生産方式	機械・施設	機械・施設名		型式、性能、規模等及びその台数			
				現状		目標（年）	
	農用地の利用条件	現状		目標（年）			
	現状			目標（年）			
経営管理の方法							
農業従事の状態等							

(2) 主たる従事者個々の目標農業所得

氏名	目標農業所得額	備考
	万円	

5 農業生産法人となるまでの取組計画

年度	実施時期	実施する事項
1年目	平成 年 月	
2年目	平成 年 月	
3年目	平成 年 月	
4年目	平成 年 月	
5年目	平成 年 月	

6 その他参考となる事項

本計画書に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省は、本計画書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、生産条件不利補正交付金及び収入減少影響緩和交付金に係る交付事務のために利用します。

また、申請者の関係する市町村、農業委員会、農業協同組合、集荷業者及び担い手育成総合支援協議会へ計画内容を確認するために提供する場合があります。

なお、本計画書を提出された場合は、本個人情報の取扱いについて同意したものとして取り扱います。

(記載上の留意事項)

- 1 1の「本計画作成日」には、本計画を作成した日(本計画について農作業受託組織の総会の議決のあった日)を必ず記載します。
 - 2 3の「農業生産法人となる達成予定日及び予定法人形態等」には、次の事項を記載します。
 - (1) 農業生産法人となる達成予定日は、上記1の作成日から起算して5年を経過する日(その日から5年を超えない範囲内で本計画を達成する期日を延期することについて農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則(平成18年農林水産省令第59号)第2条第2項に定めるところにより農林水産大臣の承認を得たときは、その承認を得た日)前であること。
 - (2) 「予定法人形態」欄には、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のうち、予定している法人形態を記載します。
 - 3 4の「目標とする農業経営の指標」には、次の事項を記載します。
 - (1) (1)の「農業経営の規模」欄には、次の事項を記載します。
 - ア 「特定作業受託」欄には、
作目別に、主な基幹作業(ア)水稲にあつては、耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀、(イ)麦及び大豆にあつては、耕起・整地、播種、収穫、(ウ)その他の作目にあつては、これらに準ずる農作業といひます。以下同じ。)を受託し、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売し、その販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約した農地の作業受託面積及び生産量を記載します。なお、一つの農地で二毛作等により主な基幹作業(ア)から(ウ)を複数行っている場合であっても、当該農地については、実面積を算入することに留意すること。
この場合、「経営面積合計」欄には、組織の構成員が権原を有している農地面積と「特定作業受託」欄の作業受託面積を加えて記載します。
 - イ 「作業受託」欄には、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作業別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄には、「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記入します。
 - ウ 「その他の関連・附帯事業」欄には、農産加工等について記載します。
 - (2) (1)の「生産方式」欄には、次の事項を記載します。
 - ア 「機械・施設」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載します。
 - イ 「農用地の利用条件」欄には、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載します。
 - (3) (1)の「経営管理の方法」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、自己資本の充実等について記載します。
 - (4) (1)の「農業従事の態様等」欄には、給料制の導入、休日制の導入、従事者全員及び雇用者の社会保険への加入、農作業環境の改善等について記載します。
 - (5) (2)の「主たる従事者個々の目標農業所得額」については、次のアからウの場合に応じて記載します。
 - ア 現在主たる従事者が存在する場合は、当該者について記載します。
 - イ 現在主たる従事者が存在しないが主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できる場合は当該候補者について記載するとともに、「備考」欄には「候補者」と記載します。
 - ウ 現在主たる従事者が存在しないが、主たる従事者となる候補者は存在し、その氏名が特定できない場合は、「氏名」欄には「人」(は、主たる従事者として予定している人数)を記載し、「目標農業所得額」欄には主たる従事者として予定している一人当たりの目標農業所得額を記載するとともに、「備考」欄には「一人当たり目標農業所得額」と記載します。
- 4 5の「農業生産法人となるまでの取組計画」には、次の事項を記載する。
 - (1) 「実施時期」欄には、農業生産法人となるまでに取り組む事項それぞれについて、予定する年及び月を記載します。ただし、例えば、先進事例の調査では調整の受入側との日程調整が必要となるように、外部要因の影響を受ける事項については、概ねの実施予定時期の記載でよい。
 - (2) 「実施する事項」欄には、農業生産法人となるまでに取り組む先進事例の調査、法人経営に関する研修会の開催、設立準備会の開催、発起人会の設立、定款の作成、創立総会の開催等の具体的な内容を記載します。